

## ロシア・中東欧の市場経済移行と IMF・世界銀行

Transition in Russia and Central-Eastern Europe

Supported by IMF and World Bank

毛 利 良 一\*  
Ryoichi MOHRI

### Abstract

The collapse of the Berlin Wall in November 1989 was an occasion for hope. Most people were inspired by a sense of euphoria, victory, and a belief that the transition to a market economy and democratic society would be simple and short. But ten years of experience demonstrated that the transition is complex and long. A lot of people have suffered from harsh realities of upheavals and stresses.

The paper firstly reviews the transition strategy advised by IMF and the World Bank to the USSR and the central-eastern European countries. Secondly the paper examines the causes and results of Russian financial crisis in August 1998, as a typical example of failure in IMF-Bank supported transition strategy. Thirdly the paper studies the background and policy response of advanced performers and retarded ones in transition.

---

\* Professor, Faculty of Economics, Nihon Fukushi University  
Email : mohri@mihama.n-fukushi.ac.jp

目 次

- I 旧ソ連・東欧諸国の市場経済移行戦略
  - A. IMFなど国際4機関による旧ソ連の移行戦略  
「概要と勧告」／急進主義対漸進主義／企業改革
  - B. サックス教授の急進的移行戦略  
ロシア政府経済顧問の見解／サックスの急進民営化論
  - C. 世界銀行の市場移行戦略  
1991年『開発の課題』／1996年『計画経済から市場経済へ』
- II 移行戦略破綻の象徴としてのロシア金融危機
  - A. ロシア金融危機と国際投機資本  
ロシア金融危機の発生／ヘッジファンドの跳梁跋扈と経営破綻
  - B. ロシア金融危機の背景  
IMF8条国移行と資本自由化／ロシアの国際収支
  - C. 実体経済重視路線の台頭とIMF型幕引き  
生産重視改革路線の台頭／IMF路線の最終的貫徹／世銀による構造改革
- III 市場経済移行10年の中間総括
  - A. マクロ経済実績から見た移行諸国の「明」と「暗」  
インフレーションとマイナス成長／人々の生活
  - B. 市場経済化の進捗状況と評価  
市場経済化・民営化の進捗状況／制度構築とガバナンス
  - C. 市場経済移行の諸困難  
「どこからどこへ」の移行か／移行前の初期条件／移行10年の教訓と展望

## はじめに

1989年11月の「ベルリンの壁」崩壊は、希望に向かた新しい時代への幕開けと見なされた。多くの人々が勝利に陶酔し、市場経済と民主社会への移行は簡単に短期間に実現できるものだと信じた。だが移行10年の経験は、移行が複雑で長期間を要するものであることを示した。また少なくない人々が、移行に伴う混乱、抑圧、不安に呻吟を余儀なくされている。小論では、まずIMF・世界銀行の支援を受けた旧ソ連・東欧諸国の市場移行戦略がどのようなものであったかを振り返る。つぎに98年ロシア金融危機をIMF・世銀型移行戦略破綻の象徴として捉え、その原因と幕引きを検討する。そして移行が比較的順調に進展した諸国とそうでない諸国の背景要因と政策対応を比較し、移行10年の中間総括を試みる。

## I 旧ソ連・東欧諸国の市場経済移行戦略

社会主義から資本主義への体制転換や計画経済から市場経済への移行は、20世紀末に課題に

上った壮大な歴史的実験であり、本来 IMF や世銀の業務対象ではない。しかしながら、独立した国家の市場経済移行に他の特定国が支援したり関与することは国民感情からしても困難である。それで国際機関にこの役割が回ってくることになるが、経済問題での支援に国際連合は無力であり、他にしかるべき機関もないことから IMF と世銀が担当することになったのである。

各国の IMF・世界銀行への加盟は、独自外交路線をとっていたルーマニアはいち早く 1972 年に、市場社会主義を模索していたハンガリーは 81 年に承認され、ポーランド 86 年、チェコスロバキア 90 年、ブルガリア 90 年と続いた。東欧 5 か国は 1991 年に総額 36 億 SDR の IMF 融資が承認され、コンディショナリティにしたがって経済安定化計画を実行中することになった。また世界銀行も構造調整融資を含む 29.4 億ドルの融資を承認し、世銀グループの IFC（国際金融公社）はポーランド事業助言サービスを設立した。1993 年には体制移行融資ファシリティが IMF に加えられた。

また IMF・世界銀行を補完する国際地域開発銀行として、欧州復興開発銀行（EBRD、本部ロンドン、初代総裁ジャック・アタリ、資本金 100 億 ECU）が 91 年 4 月発足したが、これは東欧の民主化・自由化が後戻りしないよう促進支援すること狙っており、目的として複数政党制民主主義、多元主義、市場経済の原則を実施する東欧諸国の市場志向型経済への移行を助長し、民間部門、企業家の主導性を促進することを明文化している（毛利良一 1991、あわせて 1990, 1992a, 1993b も参照）。

#### A. IMF など国際 4 機関による旧ソ連の移行戦略

旧ソ連・東欧諸国の体制転換のなかで旧ソ連のそれは、2 億 8000 万という人口を擁し巨大な核軍事力を保有する超大国であった東西冷戦の片方の盟主が、自己崩壊をとげて相手陣営に統合されることを意味し、その移行戦略は格別の重みを持っている。ソ連は 15 の独立共同体諸国に分かれ、旧ソ連の遺産を引き継いだロシアは工業生産が移行前の半分以下に低下し、マフィアが暗躍するなど、無秩序と混迷のいたらくを晒している。このような移行は何によってもたらされたのだろうか。まず旧ソ連の移行戦略の青写真から見ていくことにしよう。

旧ソ連の体制移行については、90 年 7 月、米ヒューストンで開かれた G7 サミットは、IMF・世界銀行・OECD（経済協力開発機構）・欧州復興開発銀行の国際 4 機関にたいして、ソ連経済の共同調査実施、経済改革勧告および支援基準の確立を要請した。同調査にもとづき『概要と勧告』は同年 12 月（IMF, World Bank, OECD and EBRD 1990），全 3 卷 1169 ページにのぼる『ソ連経済報告』（IMF, World Bank, OECD and EBRD 1991）は 91 年 2 月に発表された。4 機関報告書といっても中核部隊は IMF と世界銀行である。これをベースにソ連でも「ヤブリンスキーエハーバード計画」（91 年 6 月），ガイダル第 1 副首相による「経済改革プログラム」などが提案・実施されることになる。ロシアの経済改革は、いわゆるショック療法の導入により始まり、その緩和・放棄・再導入などじぐざくを繰り返しながら、混迷の移行を模索することになる（図表 1 参照）（なお芦田文夫 1999，第 4 章に詳しい）。組織的には 91 年 10 月の特別提携関係

図表1 ロシアの経済改革政策

時 期	主導者・責任者	政 策	期待される効果と現実
91年10月 92年 1月	ガイダル 第1副首相	経済改革プログラム公表 いわゆる「ショック療法」本格導入。 ①消費財価格の90%, 生産財価格の80%の価格自由化 ②補助金削減, 付加価値税等間接税導入 ③緊縮財政（投融資の抑制） ④貿易自由化 ⑤中小企業の民営化・私有化 ⑥赤字コルホーズの解体 ⑦国営企業の国家発注削減（企業間取引奨励）	〔期待と予定〕 当初, 半年は物価上昇で生活は苦しいが, その後物価安定化, 物資の流通は確保。 〔結果〕 ①縮小生産 ②ハイパーインフレ, 購買力の大幅定価 ③国家独占企業の活動の低迷招く ④企業間の未払い累積増加（半年で90倍, 3兆ルーブル, GDPの1.7倍）
92年10月		パウチャー方式の民営化（第1次）開始	名目的な所有権の移転に過ぎず、実体は不变
92年下半期		財政・金融政策緩和, 危機対応策	
93年 3月		破産法成立	
93年 8月	拡大政府・閣僚会議	通貨安定化から経済・生産安定化へ重心転換 ①「ショック療法」の放棄 ②重点的な産業政策（優遇策導入）	
94年 1月	シャターリンら中間派	「ヤシャ・プログラム」（「ロシアの社会経済改造」, シャターリンによる経済政策） ①安定化段階（2~3年） ②大構造・投資ペレストロイカ段階（産業構造の転換, 中間階級の増大）（8~10年） ③ロシア型市場経済モデル化段階（20~25年）	
94年 7月		パウチャー方式の民営化終了, 現金民営化開始。	
95年2月28日 大統領及び 政府決定		国家価格規制の縮小（ガス, 電力, 鉄道, 郵便, 住宅公共サービスなどは規制対象） 輸入関税率の合理化	関税率を5~30%, 最高関税率を2000年までに徐々に引き下げ（15%）
95年3月6日 大統領令		輸出入制限の撤廃	
95年4月25日		税制改正により, 付加価値税免税品目の制限と優遇措置の撤廃 連邦債発行条件定める	
95年 7月		「目標相場圏」設定で, ルーブル相場決定	インフレ沈静化と共に徐々に定着
96年 3月	チュバイス 第1副首相	IMFの拡大信用供与（EFF）に基づく経済プログラム開始 為替安定化, インフレ抑制を最優先	

出所) 野村総合研究所『ロシア連邦』(『カントリーリスク』No.99-2)

(准加盟)による技術支援に続いて、92年夏には本加盟が承認されて金融支援が始まる(図表2)。その移行戦略に与えたIMFの影響は大きい。

### 「概要と勧告」

国際4機関の『概要と勧告』の第6章では、マクロ経済政策、体系的政策、経済部門毎の課題の3領域にまたがって19項目について、勧告が提案されている。主要なものを要約しておこう。

- ① 價格の自由化は、資源の効率的配分をもたらす。モノ不足とマクロ経済の不均衡を解決するうえで不可欠であり、早急かつ包括的な実施が最重要である。
- ② 短期的な財政面の調整のために、課税ベースを拡大し、赤字企業への補助金、軍事費、政府人件費などは厳しく削減する。
- ③ 財政の構造改革を進めるために、連邦政府と地方政府間の歳入調達権限と支出権限を明確にし、企業税の透明性と中立性の確保をはかり、赤字企業への補助金の廃止や年金制度改革、人件費の抑制など政府支出の再構成をすすめる。
- ④ 金融政策上の最優先課題は過剰流動性の吸収である。その方法として、通貨改革による金融資産の没収ないし凍結、物価上昇による金融資産価値の減少、長期金融資産または政府の実物資産の売却がある。また銀行の信用供与に量的規制や預金準備を課し、信用および通貨コントロールの仕組みを整備する。
- ⑤ 金融部門改革では、円滑に機能する銀行ならびに決済システムが市場システムの基本的な要素となる。国営銀行の商業化と民営化、健全性規制の導入、会計基準の向上、外国銀行の市場への参加、国債発行環境の整備が必要である。
- ⑥ 企業改革では、工業部門がほとんど独占的な大規模国営企業に抑えられており、所有権および企業目標を変革・明確化し、企業が競争的環境で営利を基準にした意志決定を行えるようにする。そのために、民営化と商業化による所有権改革、持株会社化による国家所有下の国営企業経営の改革、独占解体と新規参入の促進をはかる。
- ⑦ 対外政策では、貿易の自由化により外国との競争にソ連経済を開放することが重要だ。また現実的な為替レート、単一為替レート、経常取引におけるループルの交換性を確立することが必要で、外国為替市場はすべての企業が自由に利用できるようにする。
- ⑧ 外国直接投資を促進するために、外国投資家を没収および収用から保護する財産法の改正、原材料の調達や資金の調達・運用を容易にするビジネス環境の整備、規制の簡素化と法的保護の強化をすすめる。
- ⑨ 所得政策については、改革初期に物価スライド制は賃金インフレの原動力となりかねないので、賃金の上昇に上限を設け、雇用を拡大する企業を不利にしないことが大事である。
- ⑩ 社会セーフティ・ネットの整備については、構造改革は移行期のあいだ労働市場に多大な緊張を生み出すことになるので、失業給付、職業訓練、公共的な作業の提供など社会的保護を図る必要がある。また現物給付の賃金への一本化、労使間における自由な団体交渉、摩擦的失業を緩和するような就職の斡旋や労働力の流動化なども必要である。

図表2 IMF ロシア融資の概要（1992～1998年）

融資承諾日 年・月・日	融資形態	融資金額		融資期間	返済期限	主要融資条件の概要
		百万SDR	億ドル			
1992. 8. 5	Stand-by Credit	719.00	10	5月間	5年、 3年3月 分割償還	国家予算赤字を一定範囲内（GDPの5%以内）に維持、通貨供給量管理、月間インフレ率10%以下。
1993. 7. 6	STF-1	1,078.27	15	全額1回 引出し	10年、 4年半 分割償還	国家予算赤字の削減（GDPの10%以内）、通貨供給量管理（前回よりも緩和）、月間インフレ率7～9%以下。
1994. 4.25	STF-2	1,078.27	15	全額1回 引出し	10年、 4年半 分割償還	マクロ経済・金融指標は基本的に前回融資と同じ、輸出非関税規制を含む対外経済事業の自由化
1995. 4.11	Stand-by Credit	4,313.10	68	12月間	5年、 3年3月 分割償還	マクロ経済指標を詳細・厳格化：国家予算赤字半減（94年のGDP11%から6%）、拡大政府部門への純貸付を94年のGDP8%から95年3%に削減、95年下期の月間インフレ率1%以下、予算赤字補填に中央銀行貸付禁止、貿易優遇措置・輸出入の量的規制・貿易事業参入制限の廃止、石油輸出自由化、96年1月までに輸出税全廃、融資条件履行状況の月次調査実施。
1996. 3.26	EFF	6,901.00	101	3年間	10年、 4年半 分割償還	マクロ経済・財政安定化継続・強化、国家予算赤字削減（GDP比95年5%，96年4%，98年2%）、国内貸付増加の大幅な削減、インフレ率引下げ、96年末までに月間平均約1%，98年は年間6.9%、貿易自由化の完了、売上税引上げによるガス・石油輸出税廃止、輸出品の通関前強制検査の廃止、平均輸入関税率の引下げ、アルコール輸入の量的制限導入規制、マスコミ情報業用資材輸入税納付優遇規制。IMFは96年に毎月、97年から毎四半期に予算・税務、通貨・金融の実績指標により検査実施。
1998. 7.20	EFF	2,313.07	30	3回分割	分割融資ごとに 1年据置	政府は声明した危機対策実施の義務がある。財政、通貨・金融政策；金融安定の早期達成、連邦予算赤字を98年のGDP比5.6%から99年には2.8%に削減、予算収入をGDP比10.7%から99年13%に増加し、租税制度を改革し徴税システムを改善する。
	準備補完(SRF)	3,992.50	53	1998年 7月20日 9月15日 12月15日	1年半据置、 5年、 3月3月 分割償還	財務省は短期国債保有者に外貨表示の長期・市場金利によるユーロ債との交換を提案する。98年の通貨・金融政策は基本的に従来どおりとし、インフレ率の低下を確保する。
	輸出補償(CCFF)	2,156.60	29	全額1回 引出し		構造改革；不払問題解決と民間部門の発展協力措置に着手し、当局は法令の改善整備、弱体な支払不能銀行の状況公表、銀行財務報告の改善、銀行業務の統制強化を含む銀行システム再建措置を実施する。
	小計	8,462.17	112			
1992～98年合計		22,551.81	321			

出所) 白鳥正明 2000

⑪ 法制上の改革を進める。市場に基礎を置いた制度は、財産権、強制力のある契約を通じての財産の交換可能性、これらの権利の共生のためのシステムなくして成り立たない。立法を行う権威の所在、立法権と行政権の性格付けと範囲、法の執行を行う適切な機関と方法について、合意を確立する必要がある。また市場経済においては性格で時宜をえた情報が与えられることは経済上の意志決定にとって不可欠であり、会計、監査および統計など国際慣行にそった改善が必要である (IMF et al., 1990, 邦訳 pp.24-42)。

以上は、マクロ経済政策と体系的政策の中に盛られているものである。続いて経済の部門毎の課題として、環境、流通・運輸・電気通信、農業、エネルギー、金属および鉱業、製造業、住宅について、課題が列挙されている。

1989年に提起され、ラテンアメリカ諸国が経済改革を実行していくベースとなった財政規律、民営化、対外開放を基軸とする「ワシントン・コンセンサス」(毛利 1992, 2000b を参照) の政策と国際4機関の「概要と勧告」とをくらべると、類似性は明らかである。だが前者あまり触れられておらず、後者で強調されているものに、①価格の自由化、⑨所得政策、⑩社会セーフティ・ネット、⑪法制上の改革があるが、これはラテンアメリカでコーポラティズム体制が濃厚であるとしても、私的所有と市場経済にもとづく資本主義システムが存在したのに対し、ソ連では新たにそれを創り出す課題があるという違いにもとづいている。しかしこの市場移行戦略には、企業ガバナンスや市場が機能するための制度改革の問題は一応触れられてはいるが、日本からの移行支援ミッションが強調したような生産力基盤を拡充するための制度構築の課題は欠落していると言わざるを得ない。そこにあるのは、基本的に価格と貿易・為替の自由化、財政・金融における緊縮政策、経済の対外開放という従来のIMFの国際収支危機・債務危機国対策に加え、世銀の貧困対策の一部である所得政策、社会セーフティ・ネット政策、法制度整備、セクター政策など構造調整政策が加わった、というのが政策体系の特徴といえよう。

### 急進主義対漸進主義

『ソ連経済報告』および『概要と勧告』において、計画経済から市場経済への転換の必要性についてはほとんど不一致はないが、改革の理論的裏付け、タイミング、範囲、速度、順序（シーケンシング）などの問題では多くの議論があった。ここでは、部分的漸進アプローチか包括的急進アプローチかという問題についてみておく。国際4機関文書は、漸進アプローチには2つの可能性があるが失敗するのはほとんど確実である、と言い切る。第1に、たとえ財政政策の引き締めと企業の予算制約の強化が、ほとんどの商品の価格統制の存続との両立に成功したとしても、無駄の多い不要な生産の廃止と過剰な労働力の放出を先延ばしするのがせいぜいで、結局早い段階で戦略の崩壊を招く。第2に、当局が構造改革をためらい、緊縮的な財政・通貨政策を実行しない場合には、マクロ経済の不均衡の拡大、物資不足の深刻化、闇市場の物価の上昇が生じる(訳 p.23)。

価格自由化と企業民営化は、国家指令型社会主義から市場経済への移行において、それぞれマクロ面およびミクロ面のもっとも基本となることがらである。国際4機関『ソ連経済報告』本文

では、2つのアプローチの是非をどう論じているか、を少し詳しく見ておこう。

『報告』本文第2巻IV部第1章は「価格改革」にあてられている。国際機関とソ連側は価格改革の必要性では一致したが、時期とスピード、価格コントロールを将来どの程度認めるか否かの2点で論争が生じた。旧ソ連のラディカル派の中にも、不足の解消、供給の安定、独占解体を待つてからの価格自由化を主張する者もいたからである。

『報告』はショック療法（急速な価格自由化）のリスクとしては、つぎの可能性を予測する。  
①ハイパーインフレが起きる（→金融財政のきびしい規律必要）。②消費財価格上昇により生活水準が悪化する（→一定の補償必要）。③補助金廃止によりエネルギー等他の投入財価格が上昇し主要工業部門の生産が停止する。④生産集中度の高い独占体が価格自由化を利用して価格を釣り上げ専横を働く。

漸進アプローチによる価格自由化のばあいはどうか。リスクとしてつぎの8点が指摘されている。  
①歪んだシグナルに反応して資源の非効率的利用が継続し、改善にはより大きなコストが必要となる（ソ連の生産1単位当たりエネルギー消費は西側平均の2倍に達しており、また歪められた利潤パターンが新規投資と信用の非効率利用をもたらしている）。②最重要投入財と基礎的消費財の人為的低価格を維持するとなると中央の配分計画にしたがわざるを得ず、それは腐敗と配分におけるえこひいきを温存する。③弱者救済のために政府が購買力を防衛しようとする政策は成功しない、なぜなら価格補助金による所得補償は非効率であり、必要でない人にも補助を与える、またヤミ屋を利用することになる。④競争制限が独占体の市場支配の永続化につながる。⑤生産意欲を刺激するには価格設定が不十分でモノ不足の解消にならない。⑥市場経済における投機、専門化された仲介者による卸売の機能の欠如状態が続く。⑦価格の歪みが是正されない限り、ハードな予算制約を課することは不可能である。⑧価格が自由化されなければ資産の評価や売却、株式流通は行えないから民営化は進まない。

2つのアプローチを比較した上で、国際4機関が勧告するのは急進アプローチの採用である。理由として、すでに従来の管理供給システムは崩壊しており再建不可能である、と言う。確かに計画も機能しなければ市場も存在しないという混迷が生じているのは事実であるが、建設の青写真を描かないうちに既存システムの破壊を煽ったグループの責任はどうなるのであろうか。これを反省したわけではあるまいが、急進主義のリスク面を小さくするために、公益、交通、住宅、主要産業投入財、エネルギーなどの分野で例外措置（3年が限度）をもうけ、需給が価格に対応するための時間、主要工業での生産中断、国家セクターによる供給確保などを考慮すべきだと『報告』は言う。また小売価格上昇対策として輸入の活用を主張し、援助物資の構成、量、再販売価格について国内生産者の意欲を阻害しない配慮が必要だとしている。

現実の移行過程では、ショック療法で指摘された通りに弊害が現れた。4機関の洞察力に敬意を払うべきであろう。

### 企業改革

続いて第2巻IV部第2章「企業改革」の要点をみよう。まず効率改善のために必要な課題とし

てあげられているのは、a) 経営者・労働者のインセンティブ、b) 法と規制の枠組み、c) 企業と企業の関係のあり方、d) 企業金融の源泉・条件・メカニズム、e) 所有構造・内部統制・経営、f) 経営スキル、h) これまで国営企業が担ってきた住宅や社会保障支出などの経営と金融のあり方、などである。そしてこれまでに旧ソ連で行われてきた小規模の自発的民営化のプロセスについて、協同組合企業、リース取り決め、他の方法による民営化の急速な普及という現実をふまえつつ、本格的な民営化の課題に移る。

急進アプローチの問題点として『報告』はつぎの弊害を指摘する。①企業価値の算定が困難であるが、いずれにせよ国家が所有する生産的資産価値は民間セクターが支払い可能な預金を上回る。②旧ソ連の国有企業の場合、分割できない資産、高度な生産集中、大規模すぎる工場、不生産的な垂直統合などにより、問題がきわめて複雑化している。③このような状況のもとで民営化を急ぐと、結果として、実際価値よりも低い価格で、資金的・政治的コネのある特定少数者に所有権がわたることになる。しかし漸進的アプローチにも問題は存在する。①国営企業パフォーマンスの改善を期待して待っているうちに事態はより悪化する。②明確な所有権の確立は独占排除と効率的リストラクチャリングを達成するための合理的価格を伴わなければならない。

そして結局は、他国の経験でも政治的圧力や政府の非経済目的から国有企業経営を隔離するのは困難であり、したがって急速な民営化が望ましいという、政治的理由で急進アプローチを勧告するのである。

## B. サックス教授の急進的移行戦略

### ロシア政府経済顧問の見解

ポーランド「連帯」およびロシア共和国の経済顧問をつとめ、「ヤブリンスキ＝ハーバード計画」でも事実上の立役者であったジェリー・サックス教授の旧ソ連・東欧の市場経済化への移行戦略を、1990年にポーランドの研究者との連名で発表された2本の論文により検討する。サックスはラテンアメリカやアジア危機におけるIMF支援策の批判者として有名である。

まず論文「東欧における市場経済の創出」(Lipton Sachs 1990a)においては、改革を開始する時点での東欧経済の現状は、ねつ造や不十分な概念のもとで収集され、歪められたデータが分析の障害になっているとしたうえで、次のように把握される。

- ① スターリン主義の遺産：中央による計画ですべて決められ、ハンガリー、ポーランドにおける社会主義の枠内での国有企業改革における企業自主権の拡大も、市場経済の構成要素である賃金、投資における財務規律をもたなかった。歪められた価格、補助金、過大評価された為替レート、輸入割当が支配的である。重工業に偏重し、成長至上がとられ、東欧は旧ソ連の原材料の加工基地として位置づけられていた。産業組織では、トップダウンにより計画が策定され、垂直的・水平的統合が強固であり、従業員51-100人の中小企業は事实上存在しない。また企業の参入・撤退についての手順は存在せず、国家または地方権力により創設され、どんなに非効率でも破産することはなかった。

② 不足経済の問題点としてはヤーノ・シュ・コルナイの議論にしたがっている。住宅、電話、自動車、他の耐久消費財の不足が慢性的に存在する。企業レベルでは公定価格で投入財を確保できないため、対策として賄賂を使っての確保、アウタルキー的な内製の拡大戦略がとられ、日本のジャスト・イン・タイムの逆現象が生じている。

つぎに政治的文脈として留意すべきこととして次のように述べる。①1980 年代ラテンアメリカの教訓によれば、深刻な経済危機と結びついた脆弱な民主主義の開始は、ポピュリストの政治に酒を贈るような物であり、改革派政権による決定的な行動のみがポピュリストの圧力を抑制できる。多党派連合による大胆な改革はむずかしい。②共産党の影響力が弱体化しても過去のそれによって作られ任命された官僚機構と人事は時間をかけて少しづつしか変化しない。③都市と農村の対立に加えて、ナショナリズム、民族主義が台頭している。

さて次は移行戦略である。サックスの主張は「急速かつ包括的」移行である。包括的であるのは、改革の諸課題が継目がないクモの巣を形作っており、相互関係が密接だからである。例えば、構造改革は価格システムの機能なしに働くかない。後者は超過需要を終わらせ通貨の交換性を作り出すことなしに不可能である。信用抑制と緊縮的マクロ政策は、価格が現実的であり、どの企業が閉鎖すべきかを決める合理的ベースがなければ、持続できない……という連鎖が続く。

急速な改革を主張する理由は、①深刻な経済危機に直面している弱い政府は、任期の初めにしか強力な政策を実行できないからである。②真の危機は、共産主義の復活ではなく、政治的・社会的なマヒという「アルゼンチンの罠」であり、落ち目のセクターにいる労働者、経営者、官僚の連合が必要な調整を挫折させることである。そして改革の順序としてはその第1段階では超過需要を終結させる。不足経済はレントーシーキング、行列、退蔵、反輸出・反民間セクターの偏向に導きやすいが、これを断ち切る。第2段階ではマクロ緊縮政策と結びついた、市場競争の創出を図る。価格の規制緩和、貿易自由化、民間セクターの完全な自由化、国家セクターの独占解体がここで実行される。「独占状態下での価格自由化は危険」という予想される批判にたいして、貿易自由化で外資との競争にさらせばよい、というのがサックスの対策である。また公益、電話、交通など公定価格分野を残す。第3段階では民営化が課題となるが、これには時間がかかる。当面、国営企業では賃金統制と投資抑制による緊縮経営が必要である。「自由化計画つき緊縮政策は価格安定に成功しても成長をもたらさないのではないか」との批判にたいしては、西ヨーロッパとの結合によって、熟練労働力の存在を利用した欧日米の企業による西ヨーロッパ市場向け生産基地となりうること、重工業セクターは低落するだろうが、サービス、住宅建設、軽工業は成長するから、将来展望はひらけると言う。

#### サックスの急進民営化論

論文「東欧における民営化——ポーランドの事例」(Lipton and Sachs 1990b) では、民営化の具体的方法に踏み込んで詳しく論じているが、急速な民営化を勧める理由としてつぎの 4 点を指摘する。①現在の東欧の所有パターンは極端な非効率状態にあり、急速な民営化のコストは現行システム維持の高いコストで相殺される。②真のリスクは、民営化プロセスが適切でないこと

よりも、それが機能マヒに陥ることである。民営化をめぐる政争で暗礁に乗り上げ時間を空費すべきでない。③もし所有権が近い将来明確に規定されなければ、莫大なエネルギーが所有権をめぐって浪費されるだろう。アルゼンチンと同様に、安定したルールのもとで効率的に運営することよりも、試合のルールづくりにエネルギーを浪費することになる。④失業率が急速に増大してくれれば、労働者の民営化阻止の要望もまた近い将来拡大するだろう。

ここでサックスのラテンアメリカ論と旧ソ連・東欧論とを比較してみよう。

必要資金を供給することなく、当該国が改革を始める際の初期条件に適合しない多くの政策目標を、短期のショック療法で外部の力が強制的に実行させようとしたことが、マイナス成長と所得配分の不平等化を招いた、というのが途上国にたいする IMF・世界銀行の安定化・構造調整政策に向けられたサックスの批判であった。この反省は、旧ソ連・東欧の市場経済化についての彼の議論のなかにどのように活かされているのであろうか。

- ① 初期条件を明確にするということは、新しいシステムに移行する前提条件がどれだけ成熟しているか、あるいは初期条件からすれば一般的移行戦略にいかなる個別具体的修正が必要か、の問題である。サックスの東欧経済の現状分析は、1990年という時点で各国に内在する固有の条件を分析しているわけではなく、中央指令型社会主義が市場経済に比較していくに非効率かを述べるにとどまっている。むしろ両者の間隔の大きさが改革の長期化を予測させることになっている。
- ② 発展途上国の安定化・構造調整でもきわめて多くの政策目標があった。しかし社会主義の市場経済化は歴史上経験のない、市場経済の何たるかを知らない政治家・経営者・労働者によって行われる壮大な実験であり、課題の多さと複雑さは途上国が直面した問題の比ではなかろう。
- ③ 急進主義か漸進主義かをめぐって、サックスの主張に変化がある。ヤーノシュ・コルナイも抜歯のアナロジーを使い、1回限りの大胆な手術か、おずおず長期に引っ張り続ける漸進主義か、どちらが人道的かを迫る (Kornai 1990)。しかしこの議論は、IMF・世界銀行はどんな方法の治療も可能なドクターで、旧ソ連・東欧は自らの身体の健康を回復する方法について何の発言も許されない意識不明の患者か、何の知識も持ち合わせない衆愚の扱いを受けているようなものである。漸進主義で議論をすればルールづくりにエネルギーを浪費するだけだと言うのも、強権をともなえば開発独裁論に転化する考え方である。
- ④ 改革の移行期に現れる労働者・庶民への悪影響、例えば、補助金カットや民営化に付随する失業などへの対策が鮮明でない。また市場開放を通じた西ヨーロッパ経済の下請け基地化による生き残りを提唱するようでは、歴史・政治・芸術・経済におけるヨーロッパ本流への復帰を夢みた東欧の人々のプライドを大きく傷つけるであろう。

発展途上国の安定化・構造調整では IMF・世界銀行への批判者としての側面を有し途上国の立場を擁護したサックスは、それゆえにこそ旧ソ連・東欧の経済顧問を要請されたのであるが、見てきたように彼の市場経済移行化にかんする主張は IMF・世界銀行のイデオロギー以外の何

者でもない。サックスはなぜ変身したか。80年代後半と90年代初めの歴史的状況の違いか、途上国の経済危機と社会主義の体制転換の重みの違いか。サックスの指針が、ロシア社会主義の復活の夢をうち碎く無秩序と混乱の奈落に転落させたことは、彼の汚点かそれとも名誉なのか。

### C. 世界銀行の市場移行戦略

市場移行におけるIMFの処方箋は、①価格、貿易・為替の自由化、②マクロ安定化（債務危機対策から継続した総需要抑制の財政金融緊縮政策）、③制度構築のうち所有権移転までの包括的・急速な実施、と要約してよからう。これにたいして世銀の対象領域は広範であり、手短に要約することは困難である。ここで世銀の2つの文書を見ておきたい。世銀『世界開発報告1991開発の課題』と『世界開発報告1996 計画経済から市場経済へ』である。

#### 1991年『開発の課題』

1991年版は、1993年から米財務副長官、99年から財務長官をつとめる副総裁・チーフエコノミストのローレンス・サマーズ（世銀副総裁時代のエピソードについては、S.George 1994, 第5章を参照）が総括指揮をとり、市場の失敗があるときに政府の選択的介入があり得るが、それは①教育、保健・医療など人的・社会開発、②競争促進的な制度構築とインフラストラクチャへの投資、③世界経済への統合、④マクロ経済基盤の安定化、という4つの分野における市場機能補完アプローチ（market-friendly approach）であるべきだと主張し、開発経済学に一石を投じたものであった。市場経済への移行についても興味深い論点を提起している。問題は3つある。

- ① 政策の順序が経済にどのような影響を及ぼすか。ある分野での改革は経済の他の分野に歪みが残っていても効果を持ちうるか。
- ② 政治上の問題：一連の改革のなかで後半過程に予定されている方策が、反対勢力によって阻止されないか。
- ③ 技術上の問題：新たな法律、会計、金融などの制度を確立するためには、価格統制撤廃などに比べて、高度の専門知識と長い準備期間を必要とする。pp.115-118, 145-146

また改革の順序については、政治上の理由から大企業の民営化を急ぐべきだとする意見と、技術上の理由からマクロ経済の安定や市場の整備のための改革を優先させるべきだとする意見がある、と両論併記の形をとっている。そして、初期条件、市場経済の経験、改革の経緯が国により異なるところから、すべての過渡期の経済に適合するような単一の改革の手順はない、という。そうした状況を勘案して、世銀が提唱する望ましい順序は次のようになる（図表3）。

- ① 初期段階においてマクロ経済の安定と国内および対外取引の価格統制を廃止し、経済活動や企業の評価のために明確かつ正確なシグナルを与える。
- ② これと並行して、あるいは続くものとして、企業の合理化、経済上の意志決定の改善、貿易政策の改革、経営能力の養成、企業部門の強化、などが課題となる。
- ③ つぎに中心課題となるのは、大規模国営企業の民営化である。保護を弱め、経済を国際競争に直面させるという断固とした方針が必要であり、実施の時期は事前に発表するのが妥当

図表3 改革の段階（中央計画経済から市場経済へ）

改革の分野	改革の年																				
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10										
マクロ経済	安定化 安定維持																				
市場																					
価格	大半の価格自由化	必需品のいくつかの価格自由化（住宅を含む）																			
貿易	数量制限廃止	適度なレベルへ関税率の調整																			
流通	民営化・独占廃止	発展																			
労働市場	雇用・解雇の規制緩和	賃金交渉の自由化																			
金融市場	再構築と発展	自由化と民営化																			
所有権構成																					
小企業	発展と民営化																				
大企業	評価	再構築と民営化																			
外国投資	規制の改正																				
政府																					
法律的枠組	財産法、商法、税制の改革	他の分野へ改革拡大																			
制度的枠組	法的、規制的制度と財政管理の改革																				
社会的 セーフティ・ネット	緊急対応	制度化																			

注) 濃く塗ってあるところは精力的行動を示す。

出所) 世界銀行『世界開発報告 1991』. p.146.

である。

- ④ 開放経済への移行は、まず財市場、ついで資本市場という順序が適切である。
- ⑤ 制度の強化は、初期段階から全過程を通じて改革の根本となる。契約に関する法制、所有権の構成、主要経済機関の役割などについて、改革と再編が必要となる (pp.145-146).

#### 1996年『計画経済から市場経済へ』

体制転換問題を正面から取り上げた『世界開発報告 1996 計画経済から市場経済へ』(総括指揮はマイケル・ブルーノ) をみよう。改革初期の生産の急激な落ち込みとハイパーインフレなど体制転換スタグフレーションや、それにともなう生活苦の増大など、数年間の移行諸国の経験を踏まえて、本書は次の問題意識で書かれている。

- ① 急進主義と漸進主義という移行政策の違いが、経済発展にどのような影響の違いとして現れているか

- ② 政策の差異は歴史・発展段階など各固有の要素に起因しているのか
  - ③ 移行期には強力なマクロ経済自由化・安定化政策を最優先に実施する必要があるか
  - ④ 民間主導経済に切り替えるためには、国有財産の民営化を直ちに行うべきか
  - ⑤ 市場経済を支える法制度や金融制度、政府機構をいかに構築すべきか
  - ⑥ 移行が個人の生活に与える痛みを緩和するために、社会政策はいかにあるべきか
  - ⑦ 市場経済を支える人材の育成をどのようにおこなうべきか
  - ⑧ 世界経済への統合はなぜ重要か、また移行国支援で望ましいのはどのような方法か (pp.5-6).
- こうした問題意識を踏まえたうえで、つぎに移行経済国の状況がどうなっているか、どんな政  
策課題があるか、について世銀の分析を整理する。

まず、

- ① 移行政策の違いについては、地域を限定して実験を行い、成功例が明らかになるにつれ範  
囲を広げる漸進的・段階的改革が中国やベトナムでとられた。しかし経済の崩壊と政府の急  
速な弱体化が重なった旧ソ連諸国では、漸進的な改革を選択する余地はなく、全面的アプロー  
チを採用するしか方法がなかった (pp.10-11).
- ② 初期条件の違いは採用された政策とその成果に違いを生みだしている。移行開始時に、指  
導者層が市場のルールや制度の記憶を保っていた場合、制度構築に貢献しうる。ポーランド  
がビッグバンで価格と貿易の自由化、経常取引の交換性回復を遂行したのは、その例である。  
バルト諸国やチェコなど中欧諸国もこれにならった。ハンガリーは漸進主義を採用したが、  
市場経済への進捗は良好である (p.24).
- ③ 自由化が急速で包括的であった諸国は生産高の落ち込みが早期に起きたが、回復も早く力  
強いものとなった。移行諸国のインフレは、為替レート切り下げによる輸入物価上昇、それ  
を追いかける通貨供給量の拡大による。価格改革の不完全な国では、エネルギー・住宅、輸  
送、電気通信などサービス価格は国際価格を下回っており、資本流入が増大するとともに今  
後も物価急騰が予想される (pp.30, 37-40).
- ④ 財産権および企業改革では、実施方法を誤ると問題が生じるので、時間をかけて移行する  
ことが重要であると指摘している。また第1段階では、中央計画経済にもとづく補助金の大  
幅削減、予算制約のハード化による再構築が要めであること、第2段階で、財産権は努力と  
適切な判断にもとづく経済成長と富の創造を助けるインセンティブ構造の中核であるが、私  
有化によって業績が改善するかどうかがポイントであること、を強調している。私有化アプ  
ローチは種々の目標間のトレードオフを生じさせて、各国の政策優先順位は異なるもの  
となる。ハンガリーは対外債務対策として歳入を重視し外国投資家への戦略的売却を、ロ  
シアは過去との迅速な訣別をねらってバウチャー民営化を、チェコは「脱政治化」のため中  
央信託基金方式を採用した。住宅の私有化は優先課題であり、インフォーマル・セクターの  
増大については成長しないより望ましい、としている (第3章).
- ⑤ 法制度と法の支配の構築については、第5章で展開されるが、基本的に「あるべき論」に

とどまっている。移行経済における国家は、一方で法律を執行し命令を発する強い国家を必要とし、他方で個人の人権保護のために国家権力を抑制する必要がある、という緊張関係の中にあると規定する。また民間セクター発展のための法的フレームワークの創造では、(i)財産権を定義し保護する、(ii)財産権の交換に関するルールを取り決める、(iii)生産活動への参入と脱退に関するルールを確立する、(iv)市場の構造と行動を監督し市場の失敗を修正することによって競争を促進するなど、市場経済における経済法の制定が必要となる。具体的には、財産権、契約、会社法と外国投資法、破産法、競争法などである。また国家に対する信頼の向上のために、国家権力の抑制、贈収賄の抑制、組織的犯罪の阻止が不可欠である。

⑥ 金融システムの構築（第6章）では、新規参入問題、再編成問題、監督行政や、資本市場の育成などが論じられ、新しい金融制度を発達させる一方で国有銀行の業務範囲を制限することが必要である。

⑦ 社会セーフティ・ネットに関して、市場経済への移行は社会政策の改革による補完が必要であることを主張するが、他方、賃金、所得、富の不均衡増大は能率へのインセンティブを生むものであるから、ある程度までは移行の必要な部分である、との認識が基礎にある。また年金、医療保険、住宅などの社会サービスの供給を企業から切り離すことが必要である、との立場である。

⑧ 人と成長への投資は、重要課題としている。中央計画経済における教育制度は、ヘルスケアとともに、質の高さとアクセスのよさを持っていたが、しかし歴史と国家の目的に関する画一的解釈にもとづく教育、早すぎる年齢から限定された仕事に適用される特殊領域の教育、職業移動に不可欠な成人教育・訓練の軽視、経済学、経営学、法学、心理学など市場経済では重要な科目の軽視または無視など、問題点もあった。これを例えれば、知識では社会科学と法を強化、技能では変化に適応できる幅広い弾力的な技能、姿勢では労働者その他のイニシアティブの報奨についての考え方の強化、価値観では市民が教育、労働、ライフスタイルの選択を含む自己の行動に責任をもたせる方向に、変化させることが重要だと指摘する。

⑨ 世界経済への統合では、貿易、資本フローからもたらされる利益を説くが、金融グローバル化がもたらすか攪乱的要素にどう対処するかという重要課題についての論述はまったくない。援助供与国は資金協力よりも制度構築への技術支援が有効である。

体制転換が始まったばかりの時期に発表された国際4機関『ソ連経済報告』や『世界開発報告1991』にくらべると、『世界開発報告1996』は、いくつか認識の前進がある。改革の速度、優先順位、順序など、国毎に違いがあることに気づいた。また漸進アプローチの効用や、社会政策の必要性、制度改革の重要性も認めた。「ワシントン・コンセンサス」の修正である。だが限界もある。所得格差拡大を阻止し、それぞれの国・地域ごとの生産基盤を拡充するような政策にはなっていない。そこでの主張や勧告内容は、多国籍企業が進出できる市場環境の整備、国際投機資本が自由に投資しあつ引き揚げられるような資本市場の創出を促進することに帰結している。

## II 移行戦略破綻の象徴としてのロシア金融危機

### A. ロシア金融危機と国際投機資本

#### ロシア金融危機の発生

IMF 筆頭副専務理事フィッシャーは、1998年初に、「1997年はロシア経済にとって達成の年であった。1992年以来初めてプラス成長を記録し、経常収支も黒字、中央銀行は専門機関の力量を証明してインフレを引き続き下落させ、アジア危機の伝染を防ぎ、ルーブルの変動幅を維持した」とロシアを高く評価していた（Fischer 1998）が、皮肉にもその年夏、ついに米証券市場や中南米にも波及する金融危機が発生した。

アジア通貨危機の影響に加え、主な外貨調達手段である原油価格の低下、大幅な財政赤字、4月末に発足したキリエンコ新内閣への不人気などが反映して、通貨、債券、株式相場が5月末に急落、その後も不安定な状況が続いていた。赤字穴埋め財源と目された最後に残った大型石油企業ロスネフチ社の民営化は入札が成立しなかった。政府・中央銀行は5月末、通貨防衛を目的に公定歩合を年50%から150%に引き上げ、IMF、世界銀行などに追加融資を要請し、7月に総額226億ドルを融資することで合意した。追加融資の条件として、ロシア政府は徵税強化と歳出削減を柱とする経済・金融安定化策を策定し、7月中旬の議会で主要関連法案を承認したが、8月に入り再び株式、通貨、債券のトリプル安になった。キリエンコ首相は休暇中のサマーズ米財務副長官に、急落するルーブルを防衛するため追加の金融支援を要請する電話を入れたが拒否され、ついに98年08月17日キリエンコ政府は、つきの決定に追い込まれた。すなわち①ルーブル50%の切下げ（ルーブルの対ドル目標相場圏をそれまでの6.3ルーブルから6.0-9.5ルーブルの範囲に拡大）を許容する、②民間の対外債務支払い90日間の支払猶予を与える、③99年末に償還を迎える国債を新たな政府証券に転換し、償還を繰り延べる。また8月27日、ロシア政府は外国為替市場の取引を停止した（以上、『朝日新聞』98/06/03, 06/08, 08/18, 08/28）。

同じ経済危機でも、アジアとロシアとではその性格が違う。アセアン4カ国や韓国では、たしかに不動産や株式市場への投機、政府とつながりの深い特定企業への過大投資があった。しかし経済ファンダメンタルズでは、インフレ率、財政収支、経済成長率などはほとんど問題なく、各国通貨が事実上ドルペッグをとり円安傾向のもとで経常収支の赤字が拡大し、ファイナンスの頼みの綱であった短期外資が96年の流入から97年には大挙して流出するという環境激変があった。ロシアでは、市場経済移行に踏み出して以来、GDPは前年比マイナスを繰り返し、インフレ・スパイク抑制に手こずり、通貨ルーブルは低落傾向をたどり、政府に徵税能力がなく財政赤字は手の施しようがない状態が続いていた。

急進的自由化による市場移行戦略を勧告したIMFは、図表2で見たように、1992年から98年の間に、旧ソ連各共和国に対してIMF融資総額の約25%にあたる195億SDR（277億ドル）、ロシアに151億SDR（211億ドル）の融資を実行した。なおロシアに対する融資約束額は、同

期間で 226 億 SDR (321 億ドル) で、返済期限は 5 カ月から最長 10 年にまでおよび、92 年から毎年承認されてきた。スタンダードバイ・クレジット、体制移行融資、拡大信用供与、準備補完融資、輸出補償・偶発融資など、IMF のあらゆる融資制度が動員されてきたが、当然、財政赤字圧縮、インフレ抑制、経常収支赤字削減、構造調整政策実行のコンディショナリティが条件となる。マクロ経済目標が達成できないと融資はうち切られるのが原則である。

しかし核大国ロシアにおける政治的混乱、市場移行の後退、共産主義勢力の台頭を嫌うアメリカや IMF は、エリツィン体制を擁護することがロシアの民主主義を育成すると強弁して、融資を継続した。発展途上国にはロシア優遇に反発する声があがり、アメリカにもモラル・ハザードを警戒して批判的な見解も存在していた。つまりロシアは、IMF の管理下に置かれながらマクロ経済の安定化や構造改革が進捗しないという状況の下で、国際投機資本の跳梁跋扈によって金融危機に見舞われたのである。

ロシア金融危機の直接の要因は、財政赤字を埋めるための国債の内外金融機関による大量の売りにあった。市場経済化によって雨後のタケノコのように群生した民間銀行は、ロシアの産業を支援する融資ノウハウも相手企業も持たず金融媒介機能を果たせない組織で、多くは政府幹部と結びつく政商か国債売買や外貨投機で利ざやを稼ぐ投機集団であった。彼らは、IMF の支援決定前から、海外金融機関からドル建て資金を調達し、値上がりを見込んでロシア国債を大量に購入した。だが支援決定後も国債が値上がりせず、償還期限の来る債務の借り換えに海外銀行から厳しい条件で追証を求められてドル建て債務の支払い困難が生じ、株と債券のたたき売りに走ったと言われる (Soros 1999, 邦訳 pp.230~248, に詳しい)。

国際的な連関では、アジア危機による生産落ち込みと原燃料需要の低下が国際原油価格を下落させ、ロシア全体の約六割を占める石油・天然ガス部門の収益落ち込みによる財政悪化に影響を与えた。またアジア危機で痛手を負った欧米や、韓国、ブラジルなどの投資家が、ロシアから資金を引き揚げたといわれており、引き揚げた資金は 98 年上半期に 80 億ドルにのぼると推定されている。

#### ヘッジファンドの跳梁跋扈と経営破綻

ロシア金融危機では、アメリカをはじめとする大手ヘッジファンドが投機に深く関与し、損失を被った。世界のヘッジファンドは保有資産の約 20-30% を売却した。ロシア資産は運用総額の 5.5% にすぎなかったが、国際金融・資本市場の構造に重大な変化をもたらす契機となった。LTCM (ロングターム・キャピタル・マネジメント) は、「高度政治情報」を偏重して高利回りのロシア国債を大量に購入していたが、売却できず 4 億ドルを償却せざるを得なかった。ソロス・ファンドは有力通信企業株式などに投資していたが、株価の 65% 下落やループル下落で損失 17 億ドルを出した。米系ヘッジファンド 17 社は合計 55 億ドルの損失を被り、類似の投資をしていた大手商業銀行や投資銀行は 60 億ドル、一般機関投資家の損失は 40-50 億ドル、アメリカ投資家の合計損失は 150-160 億ドルと推定される。金融工学でノーベル経済学賞を受賞した 2 人をパートナーに擁する LTCM はボンド・アービトラージ型で確定利付き証券への投資を中心とし、

銀行から高いレバレッジで融資を受けていた。ロシア国債は流動性が低くヘッジ対象商品がないから、本来ならば、債券間のわずかな利ざやを巨大な売買金額と頻繁な売買回数で稼ぐタイプのアービトラージ型ファンドは購入しない。類似債券が存在せず、「逆相関商品を相当額ショートする」というヘッジの根本原則を実行できず、ループルの先物によって為替のヘッジを行うのが唯一の方法であった。そのような危険なロシア国債への投資にのめり込んだのは、どこから償還資金が捻出できるのかと常識ある人なら誰でも疑う数十%から最高150%に達した国債金利であり、核大国ロシアの経済危機に対してアメリカやIMFが放置するはずはないというモラル・ハザードである（宮島秀直 1999a）。

ロシア投資（国債および株式）の損失は、連鎖を生じた。事実上の破綻を來した LTCM の救済のため、市場による陶冶の標榜とは裏腹に、ニューヨーク連邦準備銀行は「奉加帳」を回して主要取引銀行14社からなる協同融資機構を組織して、救済資金を出資させることにした。損失の穴埋めのため、さらには融資銀行からのマージン・コールに対応するため、中南米はじめ中東欧などエマージング市場の株式・債券や米国ジャンク債、CMBS 等の高リスク資産を一斉に圧縮し現金化した。ロシア経済が破綻した場合、想定される「質への逃避」による米・独金利の低下がユーロランド国債やジャンクボンドのスプレッド拡大に繋がる危険性を、運用のさいに考慮していなかったのである。ニューヨーク株式市場は、ロシア金融危機が深刻化した8月末の3日間で、ダウ平均は550.97ドル、率で6.3%急落した。米景気への自信で史上最高値をつけた7月17日の9337.97ドルから1300ドル近い下落で13.8%の下落である。ロシア投資による損失が表面化した銀行株が大きく下げており、シティコープやチェース・マンハッタン、バンカメリカなどが軒並み売られた（宮島秀直 1999a）。

## B. ロシア金融危機の背景

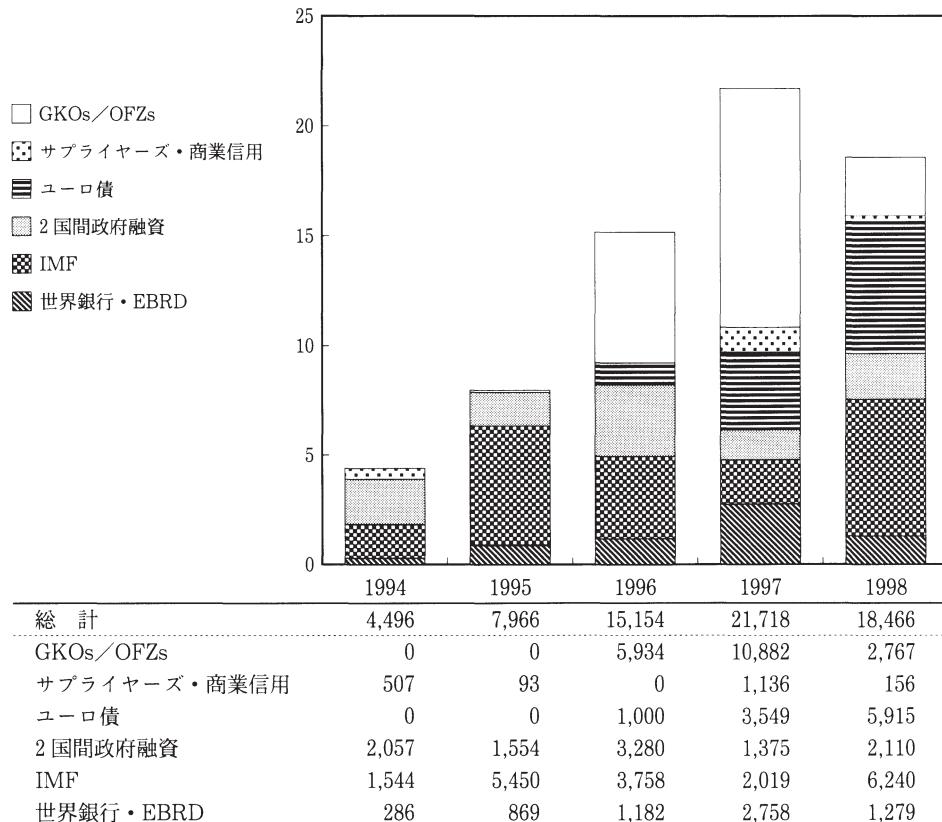
### IMF8条国移行と資本自由化

IMF副専務理事は、ロシア金融危機の背景として、1996年の大統領選挙の過程で特権グループが民営化企業への「株と交換に融資」によって台頭して利権をあさり、改革を頓挫させて、「財政赤字の継続+ループルのドル連動のもとの外資借入+資本逃避」の悪循環を作り上げた、と指摘している（Fischer 2000）。しかし、①財政赤字ファイナンスにおける中央銀行引き受けからロシア国債へのシフト、②ロシア国債の外国人投資家への依存の深まり、またそれを可能にした③短期資本取引の自由化にはまったく触れていない。

IMF資料にもとづく図表4およびEBRD年次報告1998年版補論「ロシア危機」にもとづいて、この問題を与えてみよう。

チエルノムイルジン首相時代の1995年、IMFの指導に沿って、財政赤字の穴埋めをループルの増刷による中央銀行の政府融資から年平均40%にもなる高利の短期国債に切り替えたのは、インフレ抑制が目的だったが、連邦政府は財政赤字の大半をループル建て短期国債（GKO）と長期国債（OFZ）でファイナンスするようになった。大統領選挙を前にしての政府支出の急増

図表4 ロシア連邦政府の非居住者からの外貨借入 1994-98 (100万ドル)



注) 1996年の財務省証券35億ドルは含まれていない。98年の居住者によるユーロ債購入37億ドルは、統計数字からは除かれている(その他の年は不明)。その他項目があるため、総計数字は各項目の合計と一致しないことがある。

出所) IMF 1999, *Russian Federation: Recent Economic Developments*, Figure 20, Table 31

と寛大な徵税によって、GKOとOFZ残高の市場価値は1996年中に170%上昇し、GDP比3.4%から8.2%に増大した。1996年10月には両者合計で銀行システムのルーブル建て預金の総残高を超えた。

ロシアの民間銀行は、欧米の金融機関から年10-20%の金利で資金を借り入れ、国債に投資して利ざやを稼いだ。こうしたなかで、政府もますます外国投資への依存を深めた(図表4参照)。96年11月には初めて10億ドルのユーロ債を発行し、その後の2年間で国際資本市場からさらに150億ドルの借り入れを行った。同時にロシア国債に対する外国投資家のアクセスにたいする規制も徐々に解除された。外国人は高利回りのロシア債市場に殺到し、1997年末にはGKOとOFZ総残高の推定3分の1を保有していた。国内債券市場の急成長にもかかわらず、外資の流入は大統領選挙前の170%から97年7月には18%へと利回りを低下させた。(EBRD 1998, p.13)。

こうした外資導入を可能にしたのは、96年6月にロシアがIMF8条国となり経常取引の自由

化義務を負うことになった時期に相前後して、金融制度を整備しないまま短期資本取引についても自由化を進めたことである。IMFの最近の研究報告によると、ロシアの資本勘定自由化はゆっくりとしたもので、規制も残っていることを強調しているが、他の国の歴史的経験に照らせばそれがいかに急速であったかを逆に物語る。ちなみに日本は8条国移行が1964年、外為法改正による資本取引の自由化が1981年で、その間十数年の準備期間がある。中国は96年12月に8条国に移行した。資本取引では直接投資は選別的に大規模に導入して輸出大国となったが、短期資本や証券取引は厳しく規制しているため、97年のアジア危機で伝染を免れた。このことを念頭において次の説明を読まれたい。

IMFは言う。ロシアは、銀行制度、外為および証券市場の改革を行なながら、1990年代初めにゆっくりと資本勘定の自由化を始めた。資本勘定の自由化は時間をかけて緩和された厳しい規制下にあった外国直接投資とともに開始された。非居住者の証券投資は限られた形で1994年に始まり、ロシアが経常勘定の交換性を達成したすぐ後、1996年にいっそう規制が緩和された。しかし主として量的にまた裁量的な形の資本規制は残っている。たいていの資本勘定取引は中央銀行の事前承認が必要である。／非居住者証券投資にかかる規制の漸進的自由化は1998年始めには終了した。1996年2月から9月中旬にかけて非居住者は中銀と外為スワップ契約が認められた。96年9月から98年1月には、地方銀行がスワップ取引の相手となった。非居住者は特別ルーブル建て銀行口座を開き、政府証券を第1次市場または第2次市場で購入することが可能となった。しかし彼らは中銀が決めるレートでこれら銀行と先物契約を結ぶことを求められた。先物レートで暗黙となっていた満期日、ドル収益は、1998年1月に自由化されるまで、段階的に縮減された。それ以降は、外国人投資家は短期国債(GKO)を売却した翌日には、自由に収益を国外に送金できるようになった。地方銀行は外為先物契約を自由交渉レートで売ることが認められた……。Ariyoshi, et al., 2000, pp.59-61).

#### ロシアの国際収支

こうした状況のもとでロシアの国際収支はどのように推移しているか。図表5によれば、貿易収支は持続的に年100億ドル台の黒字を出しておらず、サービス・所得勘定の赤字を差し引いた経常収支は基本的に黒字を維持している。しかし資本収支は97年を除いて赤字が続いている。資本の流入出についての特徴を統計からみると、まず第1に資本勘定の振幅が大きい。1994年に271億ドルの流出超、95年42億ドル、96年109億ドルと続き、97年には63億ドルの流入超であったが、危機の起きた98年にはまた97億ドルの流出超となった。第2に、連邦政府への資本の流れでは、国際資本市場へのアクセスが可能となり、政府が主要な受益者となった。ネット流入は96年17億ドル、97年151億ドル、98年77億ドルを記録した。96年11月に10億ドルのユーロ債を初めて発行し、97年には3本36億ドルを調達できた。外国投資家のGKO/OFZ保有の規制緩和により、政府のルーブル建て証券への投資は96年60億ドルから110億ドルに増大した。ただし政府証券への短期投資が増え、ロシアはますます市場センチメントの動きに脆弱になってきた。

第3に2国間、多国間公的機関から60億ドルを調達したが、98年の危機後には減少した。第4に、1998年のユーロ債関連流入は、7月に政府が44億ドルのGKOを7-20年ものユーロ債に転換したものである。ブラジルや韓国を含め外国投資家のエマージング市場離れに対処したものであり、スプレッドは米財務省証券の940ベーシス・ポイント高と、きわめて高かった（図表4）。第5に他のセクターへの資本流入としては、民間セクター、地方政府などがあり、これは96年191億ドルの流出から97年135億へ減少したが、98年には147億ドルを記録している。

外国直接投資の流入は食品、小売り、ケータリング・サービスなどを中心に、25億ドル、62億ドル、22億ドルと限られている。中国が同期間に毎年400億ドルを超える外国直接投資を吸引し、輸出工業化と国有企業改革を推進しているのとは大きく異なる。逆に資本逃避は、中央銀行の推定では94-98年平均110億ドルに達する。資本逃避の方法としてあげられているのは、輸出代金を受け取らない、輸入代金の上乗せ、見返りのないバーターなどであり、誤差脱漏の50%は資本逃避であると見なされている。

また対外債務・債権についてみると、パリクラブでは96年4月、ロンドンクラブは97年10月リスク交渉が成立した。前年の1350億ドルから98年末で政府の外貨債務残高は1580億ドル（GDPの48%）に増えた。うち60%は公的債権者に対するものである。98年8月危機以降、国

図表5  
ロシアの国際収支 1994-98  
(億ドル)

	1994	1995	1996	1997	1998
経常収支	84	48	39	-30	23
貿易収支	193	187	178	116	179
サービス・所得	-106	-139	-140	-143	-153
資本収支	-271	-42	-109	63	-97
政府関連	-112	-97	17	151	77
うちGKO/OFZ	0	0	59	109	28
他部門中長期	4	16	38	58	22
総合収支	-191	-73	-156	-45	-153

ロシアの非政府部門資本勘定 1994-98  
(100万ドル)

	1994	1995	1996	1997	1998
直接投資	539	1,658	1,708	3,640	1,155
対 外	-101	-358	-771	-2,603	-1,027
対 内	640	2,016	2,479	6,243	2,182
証券投資	81	-1,611	2,140	2,223	842
資 産	114	-1,705	-172	-156	-256
負 債	-33	94	2,312	2,379	1,098
その他投資	-13,615	1,874	-22,934	-19,342	-16,700
資 産	-14,418	6,292	-28,686	-34,009	-14,559
負 債	803	-4,418	5,752	14,667	-2,141
合計(ネット)	-12,995	1,921	-19,086	-13,479	-14,703

出所) IMF 1999, *Russian Federation: Recent Economic Developments*, Table 26 and 32.

際資本市場へアクセスできなくなり、旧ソ連時代の債務の返済遅延が発生している。また同盟国や途上国に対して旧ソ連時代からの名目上 1140 億ドルの対外債権があったが、貧困国に対するパリクラブの債務削減で 330 億ドルに減少することになっている（IMF, 1999）。

### C. 実体経済重視路線の台頭と IMF 型幕引き

#### 生産重視改革路線の台頭

エリツィン大統領は、いつもながらのトカゲの尻尾切りで 1998 年 8 月 23 日にキリエンコ首相を解任した。危機の下地をつくった張本人の切尔ノムイルジン元首相を首相代行に指名したが、議会の信任がえられず、大統領の権限を縮小し内閣編成権を首相に移すなどの妥協が成立し、結局プリマコフ元外相が新首相に就任した。イラクのセイイン大統領との太い関係を生かした湾岸戦争のシャトル外交、対外情報局長官としてロシアの権益擁護を掲げた新外交ドクトリンの提唱者として知られ、6 月に英王立国際問題研究所での講演では、「われわれは IMF の要請でマクロの財政安定だけに力を入れ、経済成長に目を向けなかった……この点で大恐慌時代に米国ルーズベルト大統領がとったニューディール政策に学ぶ必要がある」と語っていた（『朝鮮新聞』98/09/15）。

こうした動きのなかで、急進的な市場経済化が危機をもたらしたとするグループが、生産および実体経済を重視した対策を矢継ぎ早に打ち出してくる。まず 8 月 30 日に明らかとなったロシア政府と上下両院代表の三者委員会がまとめた経済危機対策案は、経済活動への政府の規制強化や通貨増刷の必要性を強調しているほか、99 年 3 月までに、企業の救済措置とあわせて「戦略的な企業」の臨時国有化に関する特別立法をする方針をうたったのが特徴で、これまでの政府の経済政策を「潜在的な経済力を破壊し主な産業の生産力を落とし、社会保障を軽視するなど深刻な過ちがあった」とはっきり批判した。経済改革の柱だった民営化には「経済の構造的な立て直しにつながらなかった」と指摘した。徵税制度については「非効率のために、近代的な市場経済の発展を阻害した」と述べた。「しかるべき」通貨増刷、銀行の国家管理、国内の輸出業者が得た外貨による売上金の一部をルーブルに換金する比率を引き上げ、「戦略的企業」の国有化などが対策案に盛り込まれた。ロシアの経済危機対策案の骨子は以下のとおり。

#### ＜金融危機脱出のための当面の措置＞

- ① 政府と中銀は金融機関のコントロールを強化、預金保護措置をとる。通貨を増刷。
- ② 中銀は商業銀行支援に際し、銀行株を取得
- ③ 政府は輸入品物価上昇の包括的防止措置をとる
- ④ 政府は外資コントロールを強化、輸出売り上げ外貨のルーブルへの強制転換強化案を準備

#### ＜実物経済への国家政策＞

- ① 9 月間末で金融機関倒産法、リース法、開発予算法などを採択。アルコール類の国家独占強化法を採択。
- ② 11 月 1 日までに企業の税滞納解消のための 98 年予算法修正を採択。

## (3) 今年末までに政府は国防産業企業への債務を返済（『朝日新聞』1998/08/31）

9月15日には経済科学アカデミー経済部著名学者による経済プログラム（公開書簡）が出される。その主な論点は、①輸出外貨の全額強制売却、②国内米ドル吸収のためのドル建て国債発行、③通貨量増加による企業未払い債務の清算、④政府出資による大銀行管理、⑤中央銀行の政府貸付、⑥政府対外債務の繰延と債務の出資転換、⑦ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン等との自由貿易地域・関税同盟の締結などであり、また消費刺激による有効需要拡大、設備稼働率の引き上げ、国産品の増産、製造業の税負担軽減、賃金課税・付加価値税の廃止、銀行資金運用の実体経済への転換を主張するものであった。（以下、音羽周 1998）。

続いて10月1日には、共産党から政権入りしたマスリュコフ第1副首相（経済担当）が「金融・銀行危機からの経済の脱出に関する緊急措置プログラム案」を発表する。重点は以下の点にあった。①国家が積極的に経済過程に介入し、市場に秩序を導入することが必要である。為替相場の政府管理、貿易および外貨の管理の強化、商業銀行の国有化など経済の市場化逆行する措置を含む。②インフレおよび財政赤字の抑制・解消よりも、生産・流通および消費の活性化により、経済成長を達成することに重点をおく。国内のあらゆるレベルでの未払いの一掃、国内生産者の保護、戦略的産業の意識的育成、ループルの増刷をはかる。

また10月31に決定、11月17日発表されたプリマコフ内閣新経済政策「社会・経済情勢の安定化に関する政府と中央銀行の緊急措置」は、第1部「国民生活正常化措置」食料品・医薬品の確保、生活必需品の鉄道運賃50%暫定引き下げ、公務員未払い賃金の全額支給と給与引き上げ、年金インデクセーション実施；第2部「経済安定化条件の創出」；第3部「実体経済部門の回復措置」税制改正、未払い債務解消、企業経営者の法的責任強化、中小企業支援；第4部「統一国家権力の強化措置」中央・地方の予算支出権限の再配分、を強く打ち出していた。注目されるのは、①国民の銀行制度に対する信頼の回復とそれにもとづく貯蓄の引き入れを目的とする銀行制度の上からのリストラ、②未払い問題を企業間、地域別、部門別にわたり債権・債務の相殺を一度に実現しようとしている、③輸出・外貨管理の強化により資金をできるだけ自前で調達する姿勢、④国の経済的利益の擁護にもとづく対外経済関係、⑤国際金融機関に対する醒めた態度、であった。

公務員給与未払い問題のループル増刷での解消、輸出入管理の強化、中央銀行の管理による通貨ループルの安定、国家管理による産業育成策など一連の政策は、米国型市場経済を押し付けようとしたIMF路線からの決別を意図している。また改革の初期に、首相代行としてショック療法と呼ばれる急進改革を進めたガイドルは、ロシアのマスコミとのインタビューで「いびつな資本主義を築いてしまった」と弁明し、国有企业の民営化を担当してきたチュバイス元第一副首相は「当初、市場経済への移行は3—5年ですむと思っていたが、実際には何十年かが必要で、途中、失敗や後退の危険を伴うことが明らかになった」などと語ったと報道された（『朝日新聞』1998/11/14）。

こうした生産・実体経済重視派の台頭に対して、IMFと連携しながら市場経済化を推進して

きた改革派からも、対抗プログラムが打ち出される。『ブレーミヤ MN』紙10月01日には、ガイダール、ウリュカーエフ、ウリンソンなど改革派の「危機打開行動プログラム」が掲載された。それによれば、①危機は市場経済化政策の中途半端から生じた、②キリエンコ内閣の財政赤字解消と均衡化は有効である、③IMF・世銀との協力関係の再開、ロシア債の海外起債、④ルーブルをドルと固定、⑤短期国債の新切り替えスキーム、⑥ロシア銀行市場を外国に開放、戦略的投資家に売却、⑦国内市場を混乱から守るため、競争的関係を促進する、⑧土地の売買を公認する、など従来路線をいっそう徹底して進めることが主張された（音羽周1998）。

改革派でも、ヤブリンスキー「政府に対するヤブロコの提案」（『独立新聞』10/02）は、次期大統領選挙への出馬を意識してか、これまでの路線に対する反省を口にする。すなわち、①危機の原因はマネタリズム的手法の破綻がある、②国民の政権に対する、国民通貨にたいする信頼の回復が必要だ、③巨額対外債務を抱える銀行に外部管理を導入する、④外貨の強制売却を暫定的に復活する、⑤住民の所得の損失補填、預金保護をはかる、⑥外国投資促進関連法（生産物分与法、コンセッション法、優遇税法など）を制定する、⑦世銀、EBRDとの協力関係を強化する（IMFはふれず）、などとなっている（音羽周1998）。

#### IMF路線の最終的貫徹

ロシア危機勃発直後に米政府、IMFがロシアに対して与えたメッセージは次のような警告であった。まずサマーズ財務副長官は、エリツィン大統領が目指す連立内閣の政策について、「価格統制や行政による商品割当制、組織的な管理に基づく中央計画経済に逆戻りすることは、深刻な政策ミスだ」と語る一方、健全な財政政策や金融システムの整備、市場経済化の進展など従来の政策の続行の必要性を強調した。IMFカムドショ専務理事は、ロシア政府の政策動向について、「私には二つのシナリオが見える」とし、管理主義的な政策への志向を「ポピュリスト・シナリオ」（大衆迎合路線）と名付けて批判する一方、IMFがこれまでロシア政府に求めてきた徹底強化を通じた財政収支の改善や、規律ある通貨政策などを「成長を伴う安定化シナリオである」とし、「ロシア政府には、時間を無駄にする余裕はなく、改革は早急に実施すればするほど効果が上がる」と語った（『朝鮮新聞』1998/08/29）。

しかし秋になると、ロシア改革の旗振り役を自任してきたアメリカで、ロシア危機の分析やIMFの支援の是非を巡って議論が沸騰した。上下両院合同経済委員会のサクストン委員長は「IMF支援は完全な失敗だ。五十億ドルもの一回目の支援は無駄になった」との声明を出した。9月17日の下院外交委の公聴会では、ギルマン委員長が「巨額のカネがロシアから外国に逃げても、民営化が一握りの財閥ボスを生んでも米政府は手をこまねいていた」と批判した。それに対し、対ロ政策の責任者タルボット国務副長官も「平均的なロシア人には『改革』はいまや汚らしい言葉だ。給料や年金をいつもらえるのか、という不安定な生活を映し出す言葉に変わってしまった」と述べ、ロシアで起きているのはロシア人なりの「改革の再定義」だとして、米国が理想とする改革とロシアが考える改革の間には、大きな溝が横たわっていることを認める発言をした（同09/19）。

アメリカと IMF による巻き返しは、98年10月の IMF 「ルアルテ覚書」によるロシア政府批判、世銀の98年「国別戦略援助進捗報告書」、11月6日のタルボット国務次官のスタンフォード大学講演でのプリマコフ提案拒否などと続けられるが、具体化するのは99年になってからである。ロシアはこの年、IMF などへ計 175 億ドルの返済を迫られており、「債務履行遅滞国クラブ」への仲間入りを避けるためには、前年7月に実施された対口緊急融資第1次分 48 億ドルのあと凍結されている第2次分 43 億ドルを受け取るために、予算の黒字幅を GDP の 3.5% 確保せよ、との厳しい要求を突きつける IMF との間で何らかの妥協を図る必要があった。4月28日、IMF は融資条件を内示したが、未解決の財政、銀行及び構造改革のための早急な法律を制定すること、中銀の外貨準備運用と過去数年間の IMF 融資金使途の調査報告書を提出することが含まれていた。最後の項目は IMF がアメリカ政府情報機関からロシア融資のマネーロンダリング疑惑を通報されていたことを示唆するものである。翌29日、前年7月の支援計画に替わるものとして、今後18カ月以内に 45 億ドルを支援、うち1年内に 30 億ドルを融資するという骨子で、IMF の対口支援再開の基本合意が成立した。融資条件として、徴税努力による財政健全化、銀行部門の整備や、外貨準備の管理と融資の使い方を IMF に的確に報告することなど、やや緩和されたものの従来路線がコンディショナリティとして課せられた。（白鳥正明 2000）

エリツィン大統領は5月21日にプリマコフ首相を解任し、首相代行にステパシン第1副首相兼内相を任命した。経済再建の失敗が解任の理由とされたが、内政面では大統領弾劾をめざす最大会派の共産党と近い関係にあるプリマコフを切ることにより政局を有利に展開しようするものであり、経済政策でも中道左派による市場経済化修正路線を後退させて「改革派」に主導権を戻すことをねらったものである。この結果、7月13日づけステパーン新内閣の趣意書にもとづき、IMF は7月28日に7回均等、4半期審査による分割でスタンドバイ融資 45 億ドルを承認した。（白鳥正明 2000）

IMF のフィッシャー第1副専務理事はプレス・コンフェレンスで、ロシア政府は、①財政改善、大企業に税法を遵守させる、税率引き下げ延期、社会的貧困緩和の公共支出調査を急ぐべき、と指示したうえで、②98年8月以後、構造改革で逆行が見られる、③ロシア中銀が外貨準備の国内移転を不正確に報告した、と批判した。これに対応する形で、逆行措置の転換と構造改革については、99年ロシア新経済政策（趣意書）のなかで、融資承認に先行して一部を実施することが示され、プリマコフ内閣が実施した安定化措置のうち5項目を廃止・変更されるべき逆行措置とした。納税債務者の破産手続き、石油会社への製油供給命令、外貨市場、輸出品の管理、IMF へのデータ提供などが具体的に書き記されている。達成期限についても、99年新経済政策添付第3「構造改革基準」で、99年9月30日までに 10 項目、12月末まで 6 項目を実施するとされている（Fischer 1998）。

#### 世銀による構造改革

IMF が前面でロシアに指示を与えていたとき世銀がどう振る舞っていたかについて、白鳥正明は、次のように指摘している。世銀は98年12月文書ではロシア政府を批判したものの、ウオ

ルフェンソン総裁とマスリュコフ第1副首相が共同監督する高級作業グループを組織して、社会保護対策と制度改革を優先的に支援する方針を提起し、また銀行部門再建方針はIMF、世銀、EBRD、EUの支援でおこなうとした。またロシア政府の世銀宛書簡（ロシア語版のみで英語版は公表されていない）における99年度構造改革計画では全面的な構造改革に重点置くこととし、具体的には、①独占組織改編：電力に外資参加の道を開く、②企業民営化：外国資本参加の可能性拡大、③企業破産と経営合理化、④競争政策と新事業促進、⑤企業経営管理と労働問題：株主の保護と権利を強化、労働契約破棄の簡素化、期限付き労働契約の拡大、⑥貿易・外国投資自由化の促進、⑦金融部門改革、があげられた（白鳥正明2000）。

また世銀の99年のロシア向け融資は、石炭部門調整貸付、社会セーフティ・ネット調整貸付、SAL-3（独占企業体の整備、民間企業部門の開発、財務管理の強化、金融部門の再建）、高速道路、国家統計プロジェクトなど、経済インフラに関連するプロジェクトにも向けられているが、IMFのマクロ分野におけるグローバル化路線との関係で言えば、ミクロ分野での企業がバナンス、外資への開放、労働市場の弾力化とそれに備えてのセーフティ・ネットの張り替えによる補完的協業関係が濃いものが主力であり、『世界開発報告1996』の問題提起の水準と現実の間には、まだ距離があるといわざるを得ない。

### III 市場経済移行10年の中間総括

1989年の中東欧の「ビロード革命」を起点にするか、91年のソ連の解体と15の独立共和国の誕生を出発点としてみるか、国により、論者により問題の建て方は異なってくるが、ここでは大雑把に移行開始「約10年」ととらえることにする。

市場移行諸国支援のために1991年に設立された欧州復興開発銀行（EBRD）は、毎年『移行報告』を刊行している。「移行10年」のサブタイトルをつけた1999年版は、その冒頭で、要旨次のように述べているのは興味深いものがある。すなわち、10年間におよぶ26カ国の経験は、4-5年では不可能であった明確な結論を出すのに、充分長くかつ広範であった。1995年にチェコのクラウス大統領は移行終了を宣言し、EBRDアメリカ理事はEBRDの民営化が近いと述べた。1996年のソフィア年次総会では卒業論議が多く語られ、96-97年にはロシアや独立共同体諸国（CIS）は2-3年遅れで中欧諸国の改革を追いかけている、とのバラ色の議論が多かった。しかしここ2-3年、陶酔・幻想から目を醒まさせる教訓が与えられた。移行のための制度および行動の基盤はまだ弱く、それが困難かつ長期にわたる課題を生みだしていることがわかつてき（EBRD 1999, p.4）。

### A. マクロ経済実績からみた移行諸国の「明」と「暗」

#### インフレーションとマイナス成長

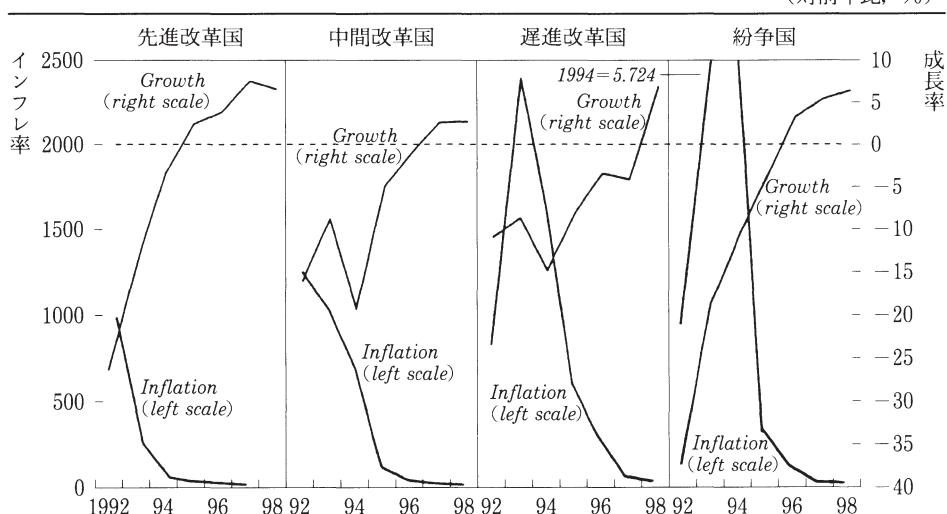
移行経済諸国のマクロ経済実績の検討から始めよう。インフレーションは現在ではほとんどの移行諸国で沈静化している。だが移行初期段階では、経済構造と制度に全く手を着けないまま、価格と為替の自由化を行ったため、多くの国でハイパーインフレに襲われた。図表6に見るよう、旧ソ連では前年比1000%から5700%，すなわち前年比10倍から57倍という物価上昇を記録し、これが累積していくのである。

社会主義システムでは、教育や医療サービス、エネルギーや生活必需品などコストを度外視して供給されていたものが、国際価格に収斂することになった。モノ不足のもとでの価格自由化は行列解消を代償として価格高騰をもたらし、競争欠如のもとでは独占体の価格つり上げの専横を許した。物価上昇に対応することを名目として通貨供給量の増大が図られたため、インフレが加速化した。インフレを抑制するために導入された金融・財政引き締め政策は、消費需要・投資需要の減少をもたらし、少なくない移行諸国はいまだに工業生産水準およびGDPが移行前の水準に戻らないという後遺症に喘いでいる。

GDP成長はマクロ経済実績評価の核心である。『移行諸国の成長の経験：1990-98』と題するIMFの研究報告（Occasional Paper No. 184）（IMF 1999）を素材にGDP成長問題を考えることにしよう。同報告は、移行経済諸国をGDP成長によって、①堅実な成長16カ国、②成長逆行3国、③成長低落6国、の3類型に分類し、経済実績の相違は安定化と改革、IMFプログラム実行に対する当局の姿勢の現れである、としている。

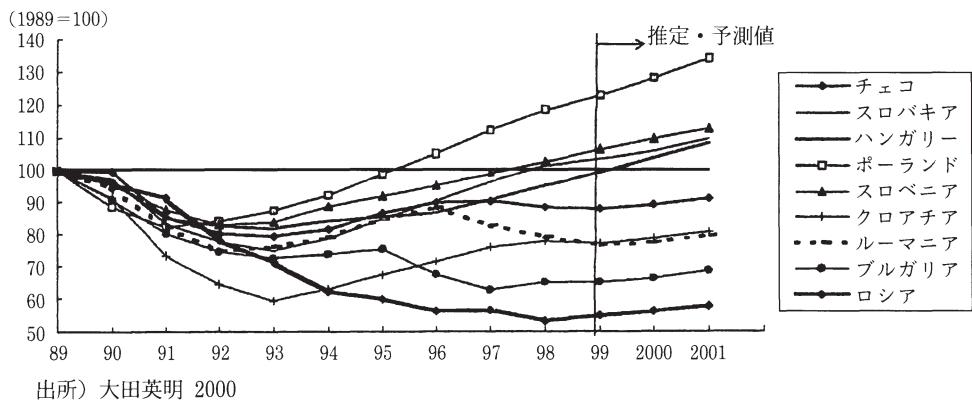
検証は後で行うことにして、まず①堅実な成長16国に含まれているのは、中東欧6カ国（チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキア、スロベニア、クロアチア）、バルト3国（エストニア、ラトビア、リトアニア）である。

図表6 インフレーションと経済成長  
(対前年比、%)



出所) IMF 1998

図表7 中東欧、ロシアの実質GDPの推移



出所) 大田英明 2000

ア、ラトビア、リトアニア）、南東欧1カ国（マケドニア）、CIS6カ国（アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、キルギスタン、ウズベキスタン）である。最初3年間の生産の落ち込みから急速な回復をとげ、いまや堅実な成長過程に入っている、それは急速かつ包括的な改革（自由化、民営化、マクロ安定化）を実行したからだという。

②成長逆行3国とは、アルバニア、ブルガリア、ルーマニアである。緩やかな生産落ち込みのあと、成長回復が見られたが、また生産が落ち込んだのは、マクロ安定化と構造調整で中途半端だったからだ、と説明する。③落ち込んだまま成長回復のないのは、ロシア、ウクライナ、モルドバ、カザフスタン、タジクスタン、トルクメニスタンなどCIS6国である。これら諸国は、マクロ安定化、改革の実行に失敗した。豊かな資源にあぐらをかき、紛争にあけくれ、特権グループによる支配やインサイダー民営化を許したのがいけなかった、という。

だがこの報告はIMFの「功績」を過大評価している。94-97年にマイナス成長であったウズベキスタン、ベラルーシ、キルギスタン、マケドニアが第1グループに分類されている。移行前にはノルマ達成を誇示するために数字が水増しされ、移行後は節税・脱税と地下経済の膨脹のため数字が過小に表示されていたり、国民経済計算の方式が異なっているため、単純な比較はできないが、移行前と比較すると、リトアニアは97年GDPが89年比で42.8%、アルメニア41.1%、グルジア34.3%にすぎない。

図表7によれば、実質GDPの水準や生産の水準が移行前の水準を99年時点で上回っているのは、わずかにポーランド、スロベニア、スロバキア、ハンガリーの4カ国に過ぎない。ロシアでは前年比マイナスが続き、97年に初めてプラスに転じたものの98年には危機に見舞われ、89年と比べたGDPは半分強に落ち込んでいる。一般にIMFは短期的な改善を重視し、長期的累積的な実績を無視または軽視する傾向があるが、IMF副専務理事フィッシャーは、「移行経済10年」と題するペーパー(Fischer and Sahay 2000)で、移行諸国を①中東欧(生産低下28%)、②バルト3国(43%)、③旧ソ連諸国(54%)に分類し、移行前のGDPとの比較を行っていることに留意しておきたい。そのなかで、生産の落ち込みを対口輸出でカバーしていたウズベキス

タン、ベラルーシが、98年ロシア金融危機の影響を受け98-99年に逆行状況になったと述べている。もっともこの文書は、一般には目に触れる少いワープロ文書のワーキング・ペーパー・シリーズの1点である。

GDP成長の回復と投資の関係はどうなっているか。前のIMF報告(OP No.184)にもどると、中長期的に投資が成長のエンジンであることを認めるしながらも、短期の移行期における要因として、(i)遊休能力の回復、(ii)労働・資本・資材の無駄使いの削減、(iii)資本と労働のより適切な組み合わせによる効率向上、(iv)比較優位を持つ商品の生産のための資源配分の変更をあげ、最後に(v)新規投資と雇用の増大にふれるにとどまっている(pp.15)。堅実な成長の第1グループではGDPに対する投資比率が90年代後半に20%台に乗ったが、逆行・手痛いの第2・3グループは低下傾向が続き20%を割り込んでいる。投資が増大してこないと生産力基盤の拡充の展望は開けてこないだろう。

### 人々の生活

こうした実質GDPの落ち込みは人々の生活に影響を与えないではおかしい。国連開発計画の『人間開発報告書1997』は、移行経済諸国の貧困の増大を移行前と93-94年水準と比較し、貧困ライン以下人口が1360万人から1億1920万人へ、所得貧困率が数%から30%へ、自殺と殺人件数は倍増という、悲惨きわまりないデータを提示している(UNDP 1997, p.44)。またEBRD(1999)は第1章「移行の10年」に「移行期における社会問題の展開」という補論(pp.13-19)をとくに付し、注意を喚起している。まず平均寿命を1989→97年の変化で見ると、ロシア69.2→66.9歳、ウクライナ70.5→67.4歳、カザフスタン68.3→64.9歳、ベラルーシ71.6→68.5歳など、2-3年短縮している。これら諸国では成人男子の死亡率の増大が見られる。小学校就学率では、中欧、南東欧、バルト海諸国では緩やかなU字型を描き、落ち込みからの回復が見られるものの、旧ソ連の都市部では3%程度の下落であるが、農村部では戦乱と政府支出の減少により大幅に低下している。またロシアでは金融危機をはさんで、実質可処分所得が前年同月比70%に下がり、貧困ライン以下の人口シェアが21%から29%へ増大するなど、民衆の生活苦は増大している(pp.15~16)。

## B. 市場経済化の進捗状況と評価

### 市場経済化・民営化の進捗状況

EBRDの『移行報告』は、毎年、市場経済化の進捗度を企業部門の民営化やリストラ、価格・貿易の自由化、金融システム、法制度などについて、点数をつけて評価を行っている(図表8)。EBRDは、これによってマクロ経済実績と市場化の進捗度とのあいだに正の相関関係があることを主張する。こうした国際比較は一見客観的でわかりやすい面もあるが、しかし批判もある。盛田常夫1999は、次のように指摘する。この通信簿は、豚、牛、鶏、羊など各種の家畜の体重増加を比較測定するようなもので、数量化の陥穰に陥っている。また民営化、貿易・価格の自由化、金融制度など市場経済の機能面を重視した国際比較は、それぞれの国民経済の発展水準を無

視している。中欧のように、旧体制で曲がりなりにも国民経済主権を保持し、国内の再生産基盤を維持してきた経済では、機能主義は有効である。しかし旧ソ連の、ソ連内の分業によって経済主権が剥奪され、モノカルチャ的産業基盤を強制された国では、経済改革はまず経済主権の確立であり、加工工業基盤の整備にその主権行使することでなければならない。経済資源を効率的に組織し、配分できるような政府の産業政策が必要であるが、国際機関はこのような産業政策を積極的に支援していない、と述べて相対主義と機能主義の限界を批判する。

市場経済化の進捗度を見るうえで重視されるのは、国営企業の民営化であり、GDPにしめる民間部門シェアが客観指標となる。所有権の私有化の根拠はふつう、「所有権が確定している限り、その賦与の状態にかかわらず、その市場は効率性を達成しうる」とのロナルド・コースの定理に求められる。しかし民営化の方法は国毎に違い、また民営化された企業のガバナンス、生産性の向上の度合いも異なる。

民営化の方法は、大別して「クーポン・バウチャー方式」と「個別売却方式」に分かれる。盛田常夫は、チェコを「インサイダー取引」、ハンガリーを「外資による資本蓄積」、ポーランドを「混合モデル」、そしてロシアを「国家資産の囲い込み」と位置づけている（盛田 1999, pp.30-35）。

チェコは、名目的な「クーポン民営化」の進展で急速民営化の模範生と評価されたが、実際には企業の体質は変わらず、かえって構造改革が遅れた。旧体制の経営陣や労働者が株式の大半を所有するケースが多く、生産性の向上につながらなかった。またクーポンの買い取りや運用を担う投資ファンドが多数設立され、疑似民営銀行が疑似民営企業の株式を売買・運用するという自縛自縛的なシステムができあがり、不良債権の増大を招いた。

移行開始前に巨額の対外債務を抱えていたハンガリーは、国家資産に最大限の価値を持たせる

図表8 旧ソ連・中東欧諸国の市場経済化評価

国名	民間部門 シェア (GDP比%)	企業部門			市場と貿易			金融機関		法制度		
		大規模 民営化	小規模 民営化	リストラ 進展度	価格 自由化	貿易・ 外為	競争 政策	銀行改革・ 金利自由化	証券市場・ ノンバンク	整備 進展度	効率性	総合
チエコ	80	4	4+	3	3	4+	3	3+	3	3+	3-	3
スロバキア	75	4	4+	3	3	4+	3	3-	2+	3+	3	3
ハンガリー	80	4	4+	3+	3+	4+	4	3+	4	4-	4-	4-
ポーランド	65	3+	4+	3	3+	4+	3	3+	3+	4	3	3+
スロベニア	55	3+	4+	3-	3	4+	2	3+	3	4	4	4
クロアチア	60	3	4+	3-	3	4	2	3	2+	4	3-	3+
ブルガリア	60	3	3+	2+	3	4+	2	3-	2	4	4-	4-
ルーマニア	60	3-	4-	2	3	4	2	3-	2	3+	3+	4-
ロシア	70	3+	4	2-	3-	2+	2+	2-	2-	4-	2+	3
ウクライナ	55	2+	3+	2	3	3	2	2	2	2	2	2
エストニア	75	4	4+	3	3	4	3-	4-	3	3+	4-	4-
ラトビア	65	3	4	3-	3	4+	3-	3	2+	4-	3	3
リトアニア	70	3	4+	3-	3	4	2+	3	3-	4	3	3+

出所) EBRD 1999, p.24 and p.44

方針のもとで、西欧への加工輸出基地として旧東欧地域への初步的な実験投資をねらう「戦略的」外資企業に株式を売却し、企業経営や生産効率の改善・向上につなげた。

やはり多くの対外債務で苦しんだポーランドは、逆に労働組合が外資支配を警戒し、バウチャー方式で買えるのは投資ファンドの株式のみという方式を採用した。しかしひとつのファンドに割り振られた30社前後の玉石混淆の企業の経営を管理・改善することは容易ではなく、ファンドは継続的にディスカウントし、基幹産業の民営化はそれほど進んでいない。しかし、90年代後半になって外国直接投資が国内市場の大きいポーランドに流入開始し始めた。

ロシアでは、当初名目的なバウチャーを国民に無償で一律に配布したが、意味を理解しない国民がブローカーなどに転売するようになり、国有資産ストックの「囲い込み」に成功したノーメンクラトゥーラや企業がこれを買収した。大規模金融産業グループやマフィアが成長しロシア経済を牛耳るようになったが、企業ガバナンスは改善されなかった（塩原俊彦 1998）。

こうした状況をIMFのフィッシャーは、民営化により予算制約のハード化が進み、民営化企業の生産性は国営企業よりも高く、また外資系企業は国内民営化企業より業績がよい、小規模民営化は形態にかかわらず一般に成功した、など呑気な評価を与えていた（Fischer and Sahay 2000）。

#### 制度構築とガバナンス

市場移行・民営化についてEBRDの哲学はIMFより世銀に近く、移行の主要目標は政府の役割を市場と民間企業を支援する経済ガバナンスの提供に転換することにあったが、政府の恣意的な企業への干渉を排除できず、特権層による国家の囲い込みをもたらしている国もある、と反省の弁を述べる。

改革に対する企業の反応においても、革新と成長を生みだし得ていないのは、新規企業の創出と生き残り不可能な企業の退出を含めた競争市場が形成されていないからであり、大手産業企業のリストラが難しいのは、社会セーフティ・ネットの整備がまだできていながらだ、と分析する。またEBRDは「制度と行動」を当初から重視してきたという。制度は組織とルールに、行動は個人とグループの行為と態度に関係する。行動に焦点をあてるとき、社会資本概念、すなわち既存法の自発的遵守、信頼、協力的行動、行動規範が有用である。社会資本が弱いと、物的資本は誤用され、破壊され、間違って割り当てられる。人的資本は無駄にされ、減少する。官僚的干渉、司法の効力をそぐ行動、法と秩序をないがしろにする腐敗や欠陥、資産略奪やお粗末な企業ガバナンスを含む不健全で信頼性を欠くビジネス慣行がはびこる。こうした認識にたってEBRDは、市場と民間企業を支える制度づくりが移行の基本課題であり、法や規制の整備だけでは不十分で、社会規範、政府と企業の慣行と行動のなかに具体化される必要がある、と主張する。

そのための今後の方向として、(i)新企業創出と成長のための条件づくり、具体的には、中小企業を重視し、それを支援する貯蓄・協同組合銀行や支援ネットワークの形成、そして(ii)民間投資のための条件づくり、すなわち所有権保護法、税制、公正かつ活力を生む競争、健全な企業

ガバナンス、腐敗・仲間内主義を抑止する行政慣行を提起するのである (EBRD 1999, Chap.1).

世界銀行の上席副総裁兼首席エコノミスト（当時）のスティグリツは、1999年の世銀コンフェレンスで「改革はどこへ向かうのか？ 移行の10年」と題する報告をおこない、新古典派経済学に厳しい批判を浴びせた。1989年に中国の2倍のGDPを有していたロシアが、97年には3分の2に縮小してしまったのは、中国の移行プロセスにくらべ、ロシアやCIS諸国は劣っていたからである。これは新古典派の市場経済の基礎に関する間違った認識、制度改革プロセスに関する間違った認識に起因する。彼らは企業ガバナンス、社会資本および組織資本、市場経済を効果的に動かすための制度的・法的インフラを含む情報問題の重要性を軽視してきた。新規企業を創出する重要性と困難性を軽視していたため、迅速な経済転換や、投資ファンドによるバウチャー民営化による人民資本主義の創造などの約束は、幻想に終わったと宣告する。代案として分権化、すなわち経済問題の意志決定を利害関係者のレベルにまで下ろし、ボトムアップで長時間かけて移行を進めることを彼は提唱するのである (Stiglitz 1999).

EBRDやスティグリツの指摘する方向性は状況を改善するうえで重要だと考えられる。しかし問題は、EBRDの主張がIMFと異なるときどこまで影響力を発揮できるか、経済学者としてのスティグリツの主張が、世銀の政策として現場レベルでどこまで理解され定着しているのか、また利害関係が錯綜する移行諸国にたいする現実の支援政策のなかでどう具体化され、成果を上げていくのであろうか、が問われるのである。

### C. 市場経済移行の諸困難

#### 「どこからどこへ」の移行か

体制転換ないし市場経済化は、ふつう、中央集権的計画経済から市場経済への転換・移行と言われる。だが「20世紀ソ連型社会主义」の本質規定をめぐっては、「戦時社会主义」とか「指令経済」、あるいは「国家資本主義」という論者もいる。資本主義や市場経済も、アングロ・アメリカ型市場原理主義的資本主義、連帶重視の大陸ヨーロッパ型社会経済的資本主義、キャッチアップ成功後は政官財労の協調・癒着で低迷している日本型もたれあい資本主義など、いくつかの類型がある。こうした「どこからどこへ」の本質論に立ち入るゆとりはないが、新古典派経済学に立脚する急進的アプローチが多くの移行諸国でなぜ破綻を來したのか、に関連する議論を少し見ておくことにしよう。

盛田常夫（1994および1999）は、20世紀の社会主义の崩壊は本質的に中央集権的な再分配システムの自己崩壊であり、いま進行しているのは「交換を軸とし、再分配を従とするシステム」への転換である、と捉える。社会的発展の契機を交換と再分配に分けて特徴づけ、図表9のように整理される。転換には非対称性があり、交換システムから再分配システムへの転換と、逆のシステムでは構築にかかる時間が決定的に違う。再分配から交換への転換、すなわち単純から複雑への発展は1世代の時間をも要するプロセスなのであるが、この点の誤解が市場移行における不必要的混乱に導いた、との考え方である。盛田の立論を、流通主義的で生産様式・経済体制の核心

からはほど遠いとする長砂寛の批判（長砂 1995）や、盛田の「再分配」論は、生産物ないし資源を吸い上げる中央組織と社会のそれ以外の部分からなる静態的なヒエラルキー構造が想定されているとして、「動員型経済」論を対置する八木紀一郎（1995）の主張がある。八木は、動員が私的所有と契約という市民法的秩序を超える要素を持っているが、従来の体制論では指令型とか行政型とか市場経済の対極として位置づけられていたことに異議をとなえ、市場経済の日本においても戦時動員、高度経済成長への動員があったこととの関連で、旧ソ連・東欧の動員体制を把握しようとするものである。

盛田の主張は、スティグリッツの議論と共通性をもつように思われる。スティグリッツは新古典派経済学を批判して、①情報の不完全性・非対称性に起因するモニタリング等の取引費用が発生しない経済は現実には存在せず、単なる私有権だけで効率化は不可能だという。②また市場経済は競争と私的所有があればよく機能するが、競争のない私有化では機能しない。しかも創出された私的所有が腐敗と寄生的略奪によって、政府を弱め社会秩序を蝕んでいる。③移行とは資源を非生産的分野から生産的分野に配分し直すことであるが、ロシアには企業家精神がなく、銀行には審査能力がないし破産手続きもない、新規参入も退出もない。うまく機能している市場経済におけるひとつの企業の再構築にさいして必要とされることと、経済全体、少なくとも製造業部門の再構築にさいして必要とされることとを、区別することに失敗している。④市場経済は高度に発達した代理人関係に基づいていている。ダグラス・ノースがいうように、中立的第3者機関による財産権や私的契約の公的ルールに基づく保証・強制という市場経済秩序維持活動が欠かせないが、形成には時間がかかり、一夜にして創ろうとすると上部構造は崩壊する（Stiglitz 1999, pp.3-9）。

また大野健一（1996）は、完全競争を前提とする新古典派経済学が開発パラダイムとして、途上国および移行国に適用される場合の問題点を次のように指摘している。①理念型としての市場（市場が原則、非市場は例外。極大化原理が貫徹し得る世界は一般化と数学化が容易）、②時間概念の抽象性（新古典派の時間は個別社会から独立。経済動力学は均衡の安定性や二均衡間の移行過程などを数学的にあつかう）。③非経済要素の捨象（効率性という技術問題とそれ以外の価値判

図表9 交換と再分配が社会の発展契機に与える影響

社会的発展の契機	交換	再分配
1 コミュニケーション	無名的・普遍情報的・双務的	物理的（誰にどれほど）・片務的
2 制度化	自己組織化された市場制度・伸縮性	官僚制度・自生力に欠ける
3 人間関係	無名情報の普遍化→非人格化－文明化	特定組織への依存→人格制度－非文明化
4 組織化	開放性と透明性	閉鎖性と秘密性
5 社会的行動	独立と個人責任	権威への依存
6 複雑性	自己組織化を繰り返し、継続的に増大	個人も組織も単純・簡便への退化
7 自己発展	自主的・継続的	能力の退化・劣化を促進、自己破滅的

出所) 盛田常夫 1999, pp.5~6.

断を原則として分離し、政治・宗教・教育・民族・分化などの非経済要素を経済行動の説明変数とみなすことはない)。したがって新古典派には各社会が過去から受け継いだユニークな状況が市場経済の成立過程をどのように左右するかといった視角は存在しない、と明言する(pp.50-52)。

#### 移行前の初期条件

以上のように、IMF型急進的アプローチにたいする批判が制度学派的色彩を強めてくると、移行戦略の前提として、移行経済前の初期条件がどうであったか、が問われることになる。しかし論者によってその意味するところは異なる。

EBRDの首席エコノミスト（現在は世銀首席エコノミスト）であったN. Stern（Stern 1998）は、中央計画経済の期間の長さ、市場経済および経済改革の過去の経験、対外債務の大きさ、経済構造、地理的位置、天然資源の賦存、環境問題、歴史的・文化的条件を指摘する。IMFの副専務理事フィッシャー（2000）があげたのは、1989年1人あたりGDP、対GDPコメコン貿易シェア、農業シェア、天然資源、ジュッセンドルフからの距離、共産主義支配期間、対外債務、中学校就学率の指標であった。彼は、正の相関関係が認められたのは共産主義支配期間と中学校就学率のみと言っているが、指標の選定が経済に偏りすぎており、かつ恣意的であることによると思われる。

EBRD（1999）は、移行開始以前に西欧の市場文化や原則にどれだけ馴染んでいたか、を強調している。また大田英明（2000）はより具体的に、移行以前のソ連・中東欧諸国の社会主义体制の共通性と相違点について、次のように指摘している（図表10参照）。①独占・寡占体制による競争（およびその概念）の欠如は一般的に存在した。②軍需産業偏重で民生用の生産が制限されていたのは、ロシアやウクライナである。ハンガリーやポーランドでは、製造業でも比較的小規模の国営企業やサービス産業が存在したが、重機械工業の発達したチェコではリストラの困難な状況があった。③流通・サービス体制および市場経済への習熟度の相違では、ハンガリーは体制移行善から隣国オーストリアとの間でサービス業の自由化が行われており、ポーランドは米国にポーランド系移民社会が存在し、交流があった。④政治・経済・文化では、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロベニア、クロアチアなど、移行が比較的順調に進んでいるのは、旧ハプスブルグ支配のカトリック圏にあった国々である。

さらに社会主义時代にとられた政策とそれが定着したかどうかの相違がある。ハンガリーは市場経済や競争の概念を実質的にとりいれたが、ポーランドでは利潤動機や企業の独立採算性の導入を提案したオスカー・ランゲの提案は具体化されなかった。チェコスロバキアでは、1968年の「プラハの春」はソ連によって弾圧されて、逆に中央計画経済システムが強まった。また東欧バルカンのブルガリアは「ソ連以上にソ連的」と言われるほど中央計画経済を忠実に実施し、ルーマニアは自主独立外交がもたらした過剰な資本流入の返済のために「飢餓輸出」を強行したが、それは国民窮乏化を加速して低い経済水準からの市場移行へのスタートとなった。

#### 移行10年の教訓と展望

移行10年からの教訓をどのように認識しているか。

図表 10 各国の移行前の初期条件

	チェコ	ハンガリー	ポーランド	ロシア
政治形態	独裁色強い	改革に柔軟な政府	多様性のある一党制	一党独裁
経済の特徴				
重点産業	大規模機械工業	農産物	石炭、金属（銅）、造船	軍需産業 重化学工業
国営企業全般 (体制崩壊前)	独自技術を保持 (ただし、西側技術との格差拡大)	西側企業との提携等	一部で外資との合弁 (例：フィアット)	膨大な赤字体质の企業 軍事産業偏重 (民生軽視)
需給体制	供給側と需要のギャップ小	供給側と需要のギャップ小	供給側と需要のギャップ小	供給側（生産体制）の独占
人・モノの動き	人の動きは制限、西側の製品は輸入	人・モノ・情報が比較的自由に往来	人・モノ・情報が比較的自由に往来	非常に制限
経済改革の歴史				
	市場原理導入による経済改革案(1964)、66年より実施(～68年)。	「新経済機構」(1968)で中央の計画経済を総合指標のみ提示、市場原理を取り入れ、企業の裁量権を導入、産業バランス重視(工業と農業、サービスのバランス)	利潤動機の導入、企業の独立採算性導入の提案(オスカー・ランゲ教授の下)、具体化せず(1957)	本格的な市場経済の導入は92年以降、80年代後半は主に政治的な情報公開のみ。
	1968年の「プラハの春」が弾圧され、中央計画経済システム強化		経済改革(一定の範囲で企業の自主性認める)、ただし政府の投資への権限強く、改革の効果小(1964/65)	

出所) 大田英明 2000

IMF のフィッシャーもガバナンスが重要であることを認める。市場経済は法による制度インフラ、規則、会計制度、司法を含む執行制度などを必要とする。そして、これらの整備のための技術支援が提供してきた。結果は国によって異なる、との立場である。

EBRD 1999 は次の 4 点を指摘する。① 移行は長期にわたる困難な過程である。成功と失敗の要因から学び、改革へのコミットメントを維持し深化させることが不可欠である。② 移行開始時の条件が影響力を行使したが、困難な条件を克服して成功した国もあれば、ソフトな予算制約と企業・金融セクターの弱さから自由化と安定化を持続できなかった国もある。③ 市場と民間企業を支える制度づくりは移行の基本課題である。法や規制の整備だけでは不十分で、社会規範、政府と企業の慣行と行動のなかに具体化される必要がある。④ 新規企業は経済成長を推進する力である。これをどう具体化するかが課題となる。

今後の展望にかかる問題として、2 点補足しておきたい。ひとつは EU の東方拡大問題である。99 年 12 月の EU 首脳会議で、すでに第 1 陣候補とされたチェコ、ハンガリー、ポーランド、

スロベニア、エストニアなどに加え、第2陣としてスロバキア、バルカン諸国（ブルガリア、ルーマニア）や他のバルト諸国（ラトビア、リトアニア）なども、今後の参加国として正式に承認された。各国ともEU加盟をにらみ、法制度や基準認証制度のハーモナイゼイション、輸送インフラの整備を加速する必要があり、この面からも市場移行が推進されることになる。またEU加盟と外国直接投資の増大によって、安価な労働力が上昇していくことになる。最後の点は盛田常夫1998のいう体制転換における「経済要素の再評価プロセス」である。潜在力に比して現在力は過小評価されており、その修正が行われていく。新たな設備に結びつけられた労働力価値は世界市場への統合とともに上方に修正され、不動産資産には市場経済化と市場開放により市場価値が賦与され、政策的に低く抑えられてきた価格水準の全般的な上昇、相対価格体系の転換が進む。

第2は、ロシア新大統領プーチンの「長期経済戦略」である。経済面では投資環境・企業活動環境の整備に主眼が置かれ、①税制、関税システムの改革、②財政の均衡と効率化、③自然独占の改革、④金融システム改革などの構造改革が課題とされる。投資環境の整備は、①知的所有権の保護、②公平な競争条件の保証、③ビジネス分野での国家規制の範囲の明確化、④国際会計基準の導入と情報開示による企業活動の透明性の確保、などを通じた実現を目指している。策定に参加した経済分析ビューロー副所長ガブリレンコフは、これまでとの違いとして、最も包括的で長期、初めて成長とそのための投資改善を目的とした戦略、単なる経済改革プログラムではなく、国家権力機構の改造計画だと語っている。（『ジェトロ・センサー』2000年10月号）。

今後どのように進展するか、見守りたい。

#### 【主要参考文献】

- Akira Ariyoshi, et al., 2000, *Capital Controls: Country Experiences with their Use and Liberalization*, IMF Occasional Paper No. 190
- Tomas J. T. Balino, 1998, "Monetary Policy in Russia", *Finance & Development*, Vol.35, No.4, December
- Michel Camdessus, 1998, "Crisis in Emerging Market Economies: the Road to Recovery," at European-American Business Council, New York, September 15
- EBRD, 1998, *Transition Report 1998*
- , 1999, *Transition Report 1999*
- Stanley Fisher, 1991, "Economic Reform in the USSR and the Role of Aid," *Brookings Papers on Economic Activity*, 2:1991.
- , 1998, "The Russian Economy at the Start of 1998", Jan. 9 (Speech)
- , 1998, IMF 1998, *Macroeconomic Developments in the Baltics, Russia, and Other Countries of the Former Soviet Union, 1992-97*, by L.M. Valdivieso, Occasional Paper No.175 Press Briefing on Russia, World Bank, OECD and EBRD 1990, *The Economy of the USSR: Summary and Recommendations*, 邦訳『IMF等によるソ連経済調査報告——概要と勧告』外国為替貿易研究会, 1990 July 13
- and Ratna Sahay, 2000, *The Transition Economies After Ten Years*, IMF Working Paper WP/00 /30, February
- Susan George, 1999, *The Lugano Report*, 毛利良一監訳『ルガノ秘密報告 グローバル市場経済生き残

- り戦略』朝日新聞社, 2000
- and Fabrizio Sabelli, 1994, *Faith and Credit*, 毛利良一訳『世界銀行は地球を救えるか』朝日選書, 1996
- Oleh Havrylyshyn et al. 1999, *Growth Experience in Transition Countries, 1990-98*, IMF Occasional Paper No. 184
- , 1999b, *Russian Federation: Recent Economic Developments*, IMF Staff Country Report No. 99/100.
- Grzegorz W. Kolodko, 1999, *Ten Years of Post-Socialist Transition: Lessons for Policy Reform*, World Bank Working Paper No. 2095, April
- IMF, 1998, *Macroeconomic Developments in the Baltics, Russia, and Other Countries of the Former Soviet Union, 1992-97*, by L.M. Valdivieso, Occasional Paper No. 175
- , 1999a, *Growth Experience in Transition Economies, 1990-98*, by O. Havrylyshyn et al., Occasional Paper No. 184
- IMF, World Bank, OECD and EBRD, 1990, *The Economy of the USSR: Summery and Recommendations*, 邦訳『IMF 等によるソ連経済調査報告——概要と勧告』外國為替貿易研究会, 1990
- 1991, *A Study of the Soviet Economy*, 3 Vols., Feb.
- Janos Kornai, 1990, *The Road to a Free Economy-Shifting from a Socialist System: The Example of Hungary*, 佐藤経明訳『資本主義への大転換』日本経済新聞社, 1992年
- David Lipton and Jeffrey Sachs, 1990a, "Creating a Market Economy in Eastern Europe: The Case of Poland," *Brookings Papers on Economic Activity*, 1:1990
- , 1990b, "Privatization in Eastern Europe: The Case of Poland," *Brookings Papers on Economic Activity*, 2:1990
- Moises Naim, 1999, *Fads and Fashion in Economic Reforms: Washington Consensus or Washington Confusion?* Prepared for the IMF Conference on Second Generation Reforms, Washington, D.C., October 26
- Markus Rodlauer, 1995, "The Experience with IMF-Supported Reform Programs in Central and Eastern Europe," *Journal of Comparative Economics*, Vol. 20 No. 1, pp.95-115
- Government of the Russian Federation, 1999, "Statement of the Government of the Russian Federation and Central Bank of Russia on Economic Policies," July 13
- George Soros, 1998, *The Crisis of Global Capitalism*, New York: PublicAffairs, 大原進訳『グローバル資本主義の危機』日本経済新聞社, 1999
- Nicholas Stern, 1998, *The Future of the Economic Transition*, EBRD Working Paper No. 30, July
- Joseph E. Stiglitz, 1998, *More Instruments and Broader Goals: Moving Toward the Post-Washington Consensus*, United Nations University / WIDER Annual Lectures 2, at the House of Estates in Helsinki on Jan. 7. at <http://www.wider.unu.edu/stiglitx.htm>
- , 1999, *Whither Reform? Ten Years of Transition*, Paper prepared for the Annual Bank Conference on Development Economics, Washington, D.C., April 28-30.
- UNDP, 1997, *Human Development Report 1997: Poverty and Human Development*, Oxford University Press, 『人間開発報告書 1997 貧困と人間開発』国際協力出版会, 古今書院
- , 1999 *Human Development Report 1999: Globalization and Human Development*, Oxford University Press, 『グローバリゼーションと人間開発』国際協力出版会, 古今書院
- Christine I. Wallich, 1995, "What's Wrong with World Bank Involvement in Eastern Europe", *Journal*

*of Comparative Economics*, Vol. 20 No. 1

World Bank 1991, *World Development Report 1991*, 『世界開発報告 1991 開発の課題』イースタン・ブックサービス

—, 1996, *World Development Report 1996*, 『世界開発報告 1996 計画経済から市場経済へ』同

Charles Wyplosz, 2000, *Ten Years of Transformation: Macroeconomic Lessons*, World Bank Working Paper No. 2288, Paper prepared for the Annual Bank Conference on Development Economics, Washington, D.C., April 28-30.

Salvatore Zecchini, 1995, "The Role of International Financial Institutions in the Transition Process," *Journal of Comparative Economics*, Vol. 20 No. 1

芦田文夫 1999 『ロシア体制転換と経済学——文明史における市場化』法律文化社

池本修一 1998 「経済安定化政策とチェコ経済」『比較経済体制研究』第 5 号

宮島秀直 1999a 「98 年に発生したヘッジファンド危機が世界金融市場及び金融機関に与えた影響」国際金融情報センター『ファイナンシャルレビュー』No.51

— 1999b 『ヘッジファンドの興亡』東洋経済新報社

溝端佐登史 1996 『ロシア経済・経営システムの研究』法律文化社

毛利良一 1988 『国際債務危機の経済学』東洋経済新報社

— 1990 「ソ連・東欧諸国の債務累積問題」『経済』3 月号

— 1991 「ソ連・東欧にたいする金融支援とジャパンマネー」『経済』1 月号

— 1992a 「対ソ経済支援の意味と西側の意志・能力」(シンポジウム: 対ソ支援問題とサミット体制)『経済』1 月号

— 1992b 「ブレイディ新債務戦略と国際金融協会」『日本福祉大学経済論集』第 4 号

— 1993a 「ベトナムの経済改革の現状と課題」日本福祉大学『社会科学研究所年報』第 7 号

— 1993b 「世界的民営化・市場経済化と IMF・世界銀行」杉本昭七編『現代世界経済の転換と融合』同文館

— 1995 「世界銀行の構造調整政策と社会開発」『日本福祉大学経済論集』第 11 号

— 1996 「タンザニアにおける構造調整と社会開発」『日本福祉大学経済論集』第 12 号

— 1997 「債務危機・構造調整・社会開発」西川潤編『社会開発』有斐閣

— 1998a 「世界銀行における開発経済学の展開——1990 年代の『世界開発報告』を中心に」名古屋大学大学院国際開発研究科 Discussion Paper No.65

— 1998b 「アジア通貨危機・金融危機と『日本モデル』『東アジア・モデル』の再検討」『転換期の日本経済を検証する』日本福祉大学福祉社会開発研究所

— (Mohri) 1999a "Japan's Troubled Economy: The Impact on East Asia", *Asian Perspective*, Vol.23, No.2

— 1999b 「アジア経済危機と IMF・世界銀行」『経済』4 月号

— 1999c 「アジア経済再生への模索——IMF・世界銀行の支援による経済改革の功罪」『日本福祉大学経済論集』第 19 号

— 2000a 「国際金融システムの主要課題——アジア経済危機から 21 世紀システムへ」『日本福祉大学経済論集』第 20 号

— 2000b 「重債務貧困国むけ債務削減イニシアティブ」『日本福祉大学経済論集』第 21 号

— 穂坂光彦 1996 「ベトナムにおける社会開発の現状と課題」平和中島財团助成国際共同研究報告『ベトナムにおける地域開発と社会福祉』(研究代表者: 斎藤文夫)

盛田常夫 1994 『体制転換の経済学』新世社

- 1998「体制転換の中欧モデル——ハンガリーとチェコの比較分析」『ロシア研究』第26号, 4月
- 1999「体制転換にみるアンシャンレジームの継続と変容——転換の政治経済学的分析」mimeo, 12/30
- 長砂 實 1995「書評：盛田常夫著『体制転換の経済学』」『比較経済体制研究』第2号
- 西村可明 1998「ロシア市場経済化の成果と問題点」『ロシア研究』第26号, 4月
- 根本忠宣 1998「ロシア経済危機と市場移行戦略」『国際金融』1014号, 11/01
- 大野健一 1996『市場移行戦略』有斐閣
- 大田英明 2000「移行経済10年の検証——経済構造改革の評価」野村総合研究所『カントリーリスク』  
No.2000-4
- 音羽 周 1998「今日のロシアの経済政策をめぐって」『ロシア東欧貿易調査月報』12月号
- 塩原俊彦 1998「ロシアの金融産業グループ」『ロシア研究』第26号, 4月
- 1998『現代ロシアの政治・経済分析——金融産業グループの視点から』丸善ブックス
- 白鳥正明 1998「ロシア連邦の金融・経済危機対策（1998年8-9月）」『国際金融』1016号
- 1999「ロシア・ブリマコフ政権の経済危機対策」（上）（下）1022号, 1023号
- 2000「ロシア連邦とIMF・世界銀行」（上）（下）『経済』3月号, 4月号
- 田口雅弘 1997「ポーランド体制転換の経済理論——バルツェロヴィチ・プランの起源」『比較経済体制研究』第4号
- 田中宏 1997「IMF論と競争論的体制転換論」『比較経済体制研究』第4号
- 八木紀一郎 1995「制度の経済学と動員型経済」『比較経済体制研究』第2号

[付記] 小論は、比較経済体制研究会2000年度夏期合宿研究大会（8月9-10日、岐阜大学）共通論題における報告を再構成したものである。報告の機会を提供していただき、貴重なコメントを下さった方々に感謝します。また小論は1998-2000年度文部省科学研究費基盤研究C 課題番号1063006「世界銀行の構造調整政策および市場経済移行戦略の再構築」による研究成果の一部である。